2022年度
活動報告書

利用者が作成したイラストです

認定特定非営利活動法人 子どもセンターてんぽ

はじめに

日頃より、当法人の活動にご支援とご協力をいただき、誠にありがとうございます。このたび、２０２２度（２０２２年４月～２０２３年３月）の活動報告書を作成いたしました。

２０２２年度は、２月にはじまったロシアのウクライナへの軍事侵攻に端を発して、日本を含む世界中でインフレが起こり、社会的弱者は日常生活で一層の困難に遭遇しました。４月には消費者被害対策が不十分なまま成年年齢が２０歳から１８歳に引き下げられました。７月には首相の銃撃事件があり、同事件をきっかけとして宗教２世問題が社会に意識されるようになりました。このように、子ども・若者を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いた１年でした。

他方で、２０２３年４月に発足したこども家庭庁の準備や、子どもの意見表明権を保障するための児童福祉法改正などの議論などの新しい動きもみられました。

このような中で、当法人は、従来どおり、子どもシェルター、自立援助ホーム、電話相談の３つの事業を中心に取り組みました。また、２０２１年度に引き続き、アフターケアにも力を入れました。

子どもシェルターは開所１５年めでしたが、職員体制に苦労したことから、利用者の受け入れ人数が例年と比べて少なく、人の確保が何よりも重要であると再認識しました。自立援助ホームは開所１２年めでしたが、今年度も定員一杯の状況が続き、ここ数年は需要に供給が追い付いていないと感じながらの運営でした。電話相談は１４年めで、新たにアフターケア対象者の相談にも取り組むようになり、また、メールや SNS など電話以外の相談についても勉強をしました。

このように長年にわたって活動を続けてこられたのは、正会員・準会員・法人会員のみなさま、関係機関のみなさま、スタッフやボランティアのみなさまのご理解とご支援のおかげです。感謝を申し上げます。

ぜひ本報告書を手に取ってご欄いただき、忌憚のないご意見を寄せていただくなど、引き続きのご指導・ご鞭撻をよろしくお願いします。

２０２３年６月

認定ＮＰＯ法人子どもセンターてんぽ
理　　事長　　髙　橋　　温

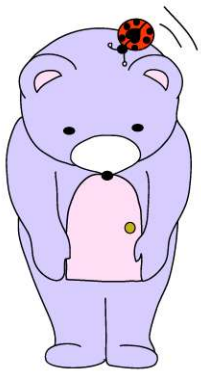

目　　次

はじめに

１　シェルター運営事業　Ｐ．１

（１）利用者数（新規＋継続）の推移
（２）性別
（３）入所時年齢
（４）入所直前の居所
（５）滞在中の通院状況（重複あり）
（６）滞在日数
（７）退所先
（８）アフターケア
（９）振り返りと今後に向けて

２　自立援助ホーム運営事業　Ｐ．11

（１）利用者数（新規＋継続）の推移
（２）月別在籍者数
（３）入所時年齢
（４）入所前の居所
（５）在籍期間
（６）退所先
（７）学歴
（８）アフターケア
（９）振り返りと今後に向けて

３　居場所のない子どもの電話相談事業　Ｐ．17

（１）電話相談件数の推移
（２）相談者内訳
（３）対象者性別
（４）対象者年齢
（５）電話の主旨
（６）主訴
（７）まとめと課題

４　山村ホーム活用事業　Ｐ．25

（１）ヨガ教室
（２）畑づくりと庭の整備、収穫物の活用
（３）建物の整備
（４）お茶会
（５）メイク講座
（６）「Ｃａｆｅ てんぽ」と「てんぽＯＧ・ＯＢの集い」
（７）ホームの貸し出し
（８）今後の活動

５　研修　Ｐ．31

（１）シェルタースタッフ研修
（２）みずきの家スタッフ研修
（３）電話相談員研修
（４）子ども担当弁護士研修
（５）シェルターボランティア養成講座
（６）シェルターボランティア研修

６　啓発活動　Ｐ．34

（１）公開シンポジウム　飛び立つために羽を休めてＶｏｌ．１５
（２）ニューズレター「てんとうむし」
（３）ホームページおよびブログ
（４）オレンジリボンたすきリレーへの参加
（５）講演・勉強会の講師など
（６）みずきの家見学受入れ

７　組織運営　Ｐ．36

（１）２０２２年度通常総会
（２）理事会
（３）運営委員会

８　助成・ご寄付いただいた団体等　Ｐ．38

（１）助成金・寄付金
（２）物品寄贈・寄付品

あとがき

巻末資料

２０２２年度決算書
２０２２年度シンポジウムチラシ

１　シェルター運営事業

２０２２年度は２回のホーム長交代やスタッフの入れ替わり、ベテラン電話相談員の退職などもあり、引継ぎをしながらの不安定な業務となったが、理事や関係者の方々の大きな支えがあって無事に乗り越えられた１年だった。日常のローテーションでは、新型コロナ対策のために土日勤務出来る非常勤スタッフの採用と、ボランティアスタッフのお陰でシフトが順調に作成できたことは、子ども達の生活の安定となり、大変ありがたかった。

また従来のアフターケアに加えて、自立支援員の配置により退所前にアフターケア計画書を作成した。退所後に必要な関りを行うために、地域の関係機関の方々との連携や新たな社会資源の発掘が必須な年となった。２０２１年度から開催している退所者の居場所づくりでは、退所後も繋がれて相談しやすい場としての機能をより充実できたことも、参加して下さってるボランティアスタッフや理事の皆さまに感謝の意を表したい。

（１）利用者数（新規＋継続）の推移

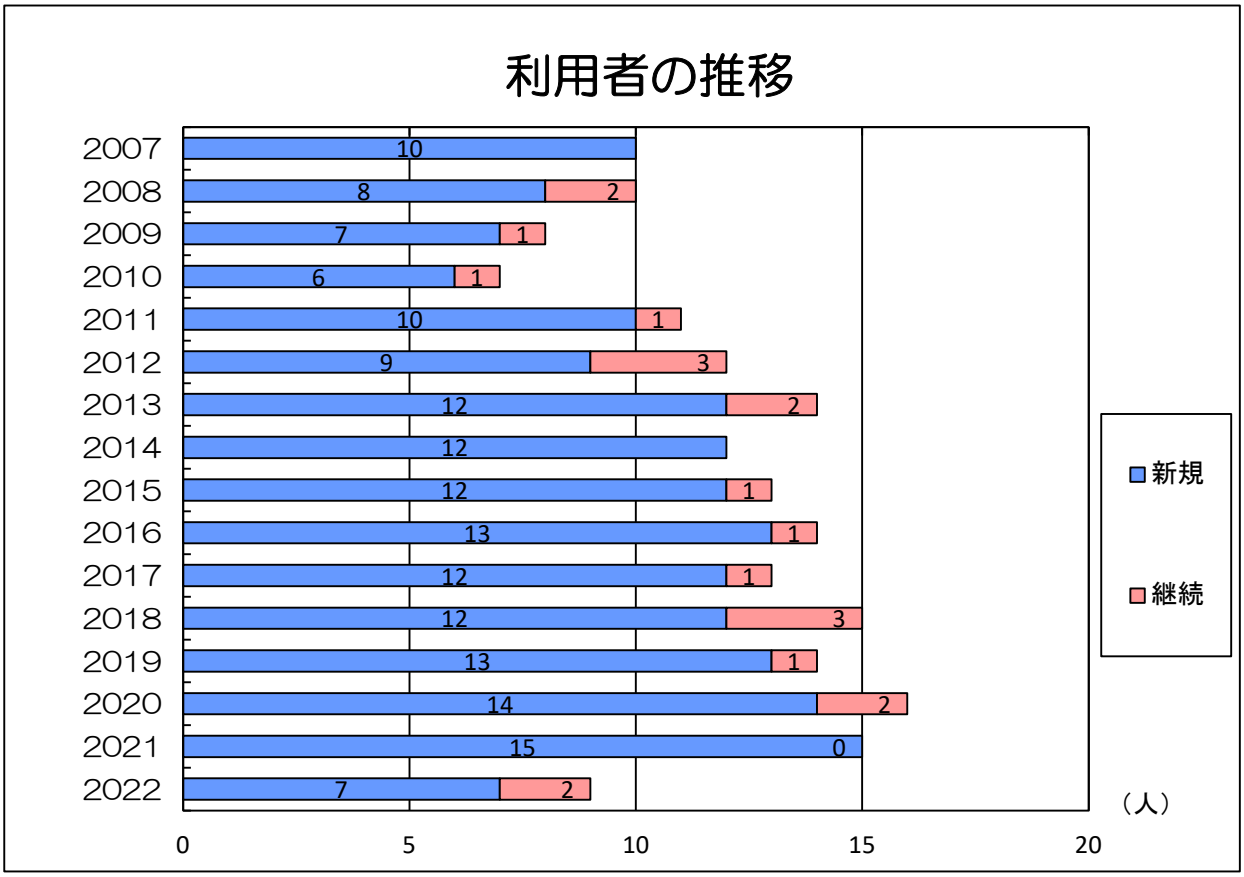

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
新規	10	8	7	6	10	9	12	12	12	13	12	12
継続	0	2	1	1	1	3	2	0	1	1	1	3

2019	2020	2021	2022	合計人数
13	14	15	7	172
1	2	0	2	

（2）性別

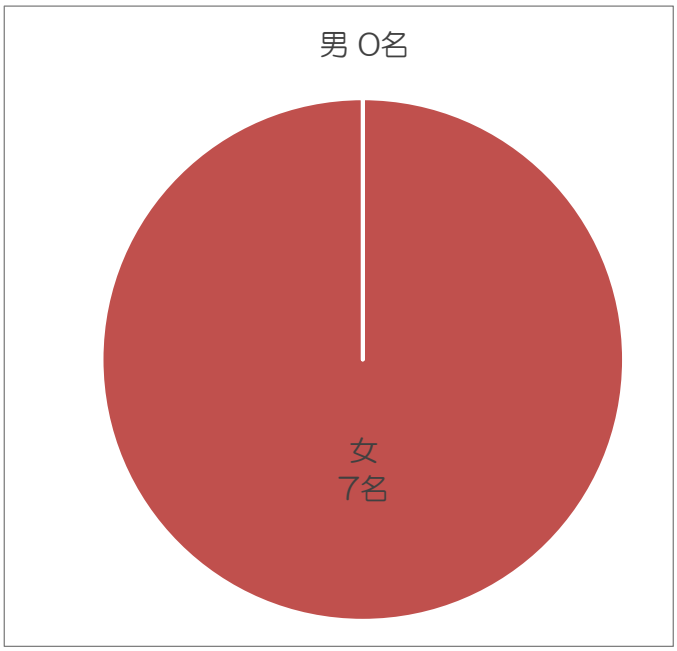

性　別	男	女
	0	7

２０２２年度の利用者５名は、前年度と同様すべて女性であった。５年続けて男性の利用者がいない状況が続いている。その理由としては、そもそも女性の入所相談が多いことと、性的被害を受けて入所してくる女性がいる場合、男性を同時期に受けることは難しいため、男性の入所相談があってもタイミングにより入所を断らざるを得なかったことが大きな理由である。

（3）入所時年齢

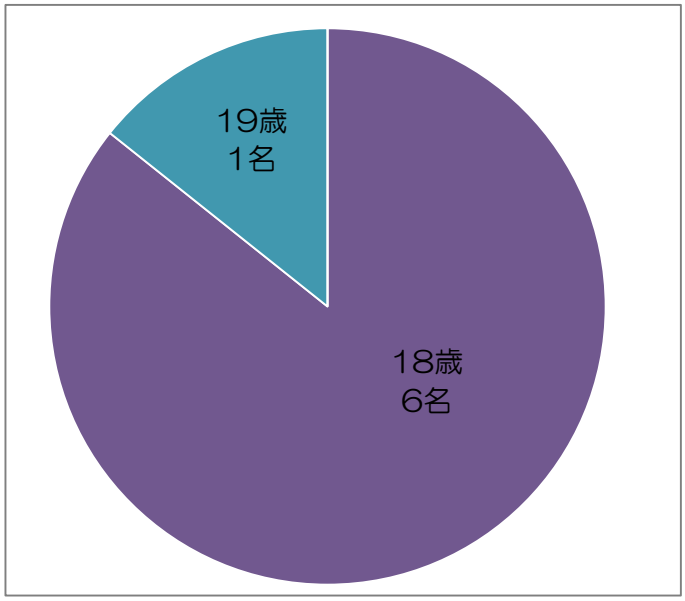

入所時年齢	15 歳以下	16 歳	17 歳	１８歳	19 歳	20 歳
	0	0	0	6	1	0

２０２２年度は、１８歳６名、１９歳が１名となっていた。例年同様、一時保護所に入れない年齢が多いのが特徴といえる。高校に在学している利用者が３名、４年制大学に在学している利用者が１名、高校卒業が２名、社会人１名で、７名中４名は在学中であった。

（4）入所直前の居所

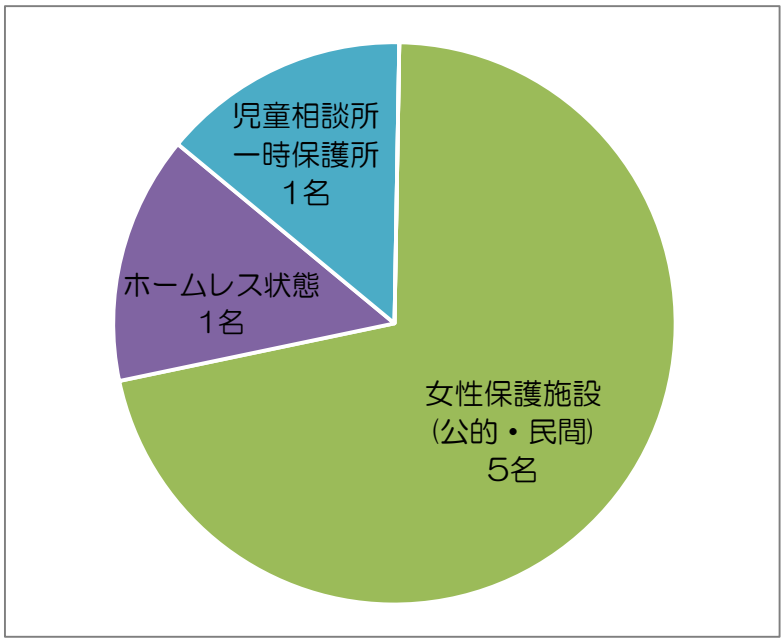

入所前居所	家族と同居	第三者宅	女性保護施設（公的・民間）	ホームレス状態（野宿・ホテル等宿泊含む）	児童相談所一時保護所	児童福祉施設	その他
	0	0	5	1	1	0	0

２０２２年度の入所前の居所として最も多かったのが、前年と同様に「女性保護施設」で５名だった。これは、家出先として友人宅に行ったが、長くは居られずに町を徘徊して簡易宿泊所に行き、そこの職員と一緒に行政に相談に行ったケース、在籍高校から東京の民間支援団体を紹介され、短期で女性保護シェルターを利用したケース、てんぽの居場のない電話相談に相談があり、シェルターの受け入れが可能になるまで短期間女性保護施設で待ってもらったケースが２名いた。

「児童相談所の一時保護所」からシェルターへ入所した１名は、事前に在籍高校から居場所のない電話相談に相談があったケースで１８歳になる前日に警察に相談に行き、児童相談所での保護となり、てんぽに入所となる。「ホームレス状態」１名は、家を出て自分でホテルに行くが見通しがつかずに行政に相談し、てんぽに相談が入ったケースである。

（５）滞在中の通院状況（重複あり）

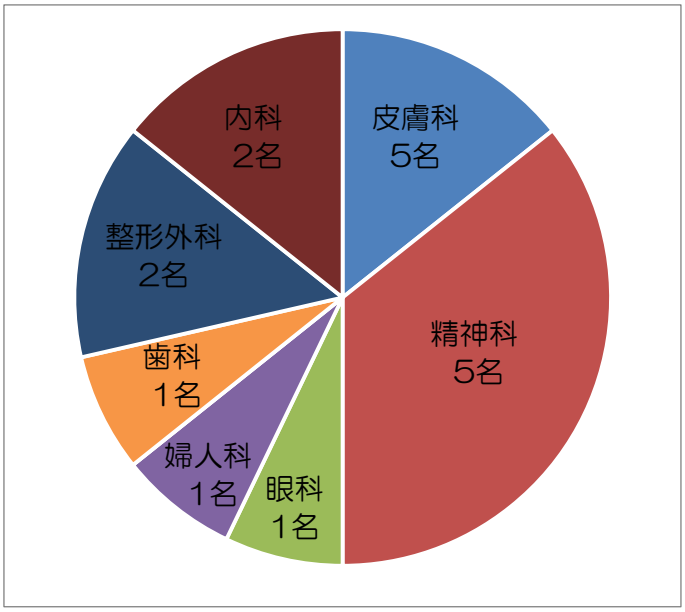

通院状況	皮膚科	精神科	眼科	婦人科	耳鼻咽喉科	歯科	整形外科	内科
	2	5	1	1	0	1	2	2

前年度に同様、利用者が受診した科も多岐にわたり、通院の頻度も単発より継続して通院するケースが多かった。そして、１人の利用者に対して、定期的にしかも遠方の医療機関に通院同行しなければならないケースが同時期に複数いた為、通院同行に費やすスタッフの時間や労力は大きな負担となった。しかし、関係機関の方々の協力も得られたことと、通院同行中に利用者と１対１で関わることができたのは、支援する上で必要な信頼関係の形成やコミュニケーションを図る良い機会ともなり、大変有意義ではあった。

前年度と同様、精神科へ通院している利用者が多く、２０２２年度は７名中５名となり全体の７割を占めていた。今年度は入所前から精神科に受診し、手帳を保持していた方が手続き中の方を含めてが４名いた。１名は入所中に不眠と情緒不安を訴えがあり、新たに精神科受診を行った。もともと通院していた病院が嫌で新たな精神科受診をした方が、そこの医師とも相性が悪く転院を希望しすることがあり、精神科探しも苦慮した。

精神科薬を服用している利用者が多かったので、服薬管理についてはミスのないよう医療情報の周知徹底や保管や投薬方法等、細心の注意を払った。眼科は、シェルターに入所する際、コンタクトや眼鏡を所持できなかった為、それらを作るために処方箋を出してもらう目的の受診であった。歯科は、入所前の環境から虫歯治療ができず悪化して、本人の希望やスタッフの促しで受診した。皮膚科は、花粉症やアレルギー、湿疹により受診、婦人科へは月経前困難症の治療、整形外科は腰を痛めての受診であった。内科は、もともと気管支喘息の利用者の薬の処方と、睡眠外来の継続受診である。

（6）滞在日数

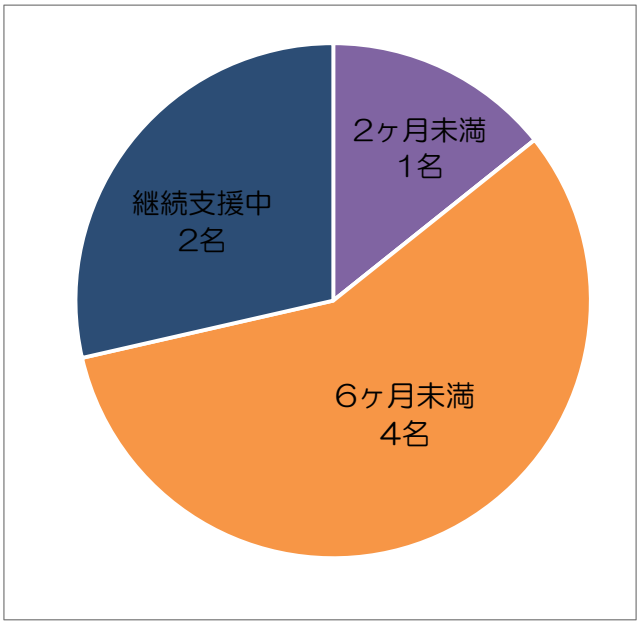

滞在日数	２週間未満	１ヶ月未満	２ヶ月未満	３ヶ月未満	６ヶ月未満	継続支援中
	0	0	1	0	4	2

シェルターの入所期間はおおむね２ヶ月となっているが、２０２２年度は継続支援中を除いた５名のうち、４名の利用者が６ヶ月未満の滞在日数となっており、２ヶ月未満は１名だった。

また、継続支援中を除く平均滞在日数をみてみると、約８０日となっており前年度の約５８日と比べ長期化している。平均滞在日数では実態がみえにくいので、最短と最長の滞在日数を挙げると、最短は４７日で、最長が１６６日となっており、短期の利用者と長期の利用者には幅があることがわかる。

その主たる理由としては、入所後不安定となり、方針が決まるまでに時間が掛る方や、入所中に状態が悪化して１カ月入院していた方、また、就職が決まり本人の課題はクリアできていたが、就職先の寮が空くまでシェルターで待機していた方がいたことがあげられる。

子どもの作ったシフォンケーキ

（7）退所先

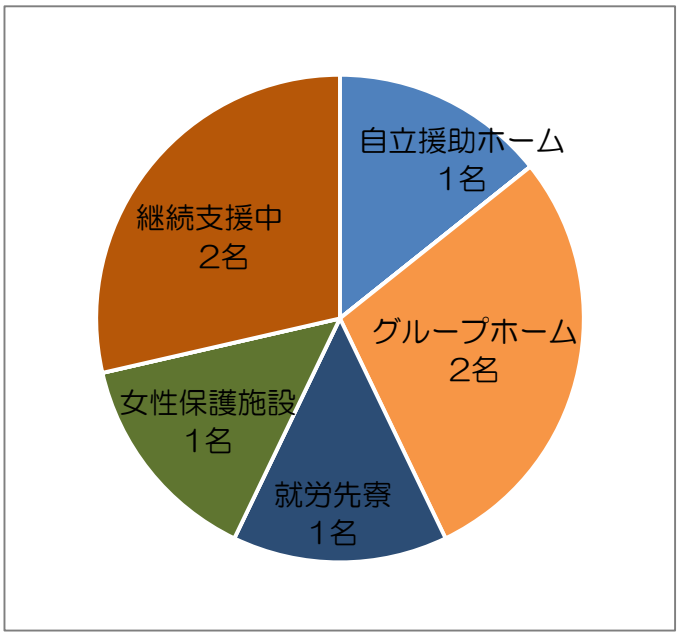

退所先	自立援助ホーム	自宅	医療機関	就労先寮	児童福祉施設	里親	グループホーム	女性保護施設	自主退所	その他	継続支援中
	1	0	0	1	0	0	2	1	0	0	2

２０２２年度は「グループホーム」への退所者が２名、精神障がい者のグループホーム１名、知的障がい者のグループホーム１名であった。精神障がい者のグループホームは、見守り支援があるワンルームの自立型。知的障がい者のグループホームは、シェア型で他の利用者との共同生活となった。利用者の退所先の方針として障がい者のグループホームに方針が決まると速、区分認定を行いそこから探すことになるため、決定までに数ヶ月かかることが多いが、今回は所管の自治体が果敢に探してくれたことで、比較的早く見つけることが出来た。「自立援助ホーム」への退所者は１名だったが、相談した先の自立援助ホームから精神科的問題で断られ、決まるまでに時間がかかってしまった。「女性保護施設」はステップハウスで、自立の練習も兼ねて見守りを依頼する型だったが、施設のルールに馴染めずに短期間でそこからアパート転宅を支援した。

就労先寮に退所された方は、高校で就労活動をしている最中でシェルター入所となり、学校で手配してくれた寮付きの職場を面接し合格した。

（8）アフターケア

２０２１年度より、「自立支援担当職員」が配置されて２年目となる。引き続き自立支援体制の強化を図っているところではあるが、まだまだ未整備で試行的な段階にある。そのような中、２０２２年度は以下のようなことを実施した。

１．　退所後カンファレンスの実施　（継続して実施）

退所者全員に、退所後おおむね１ヶ月後あたりに、入所中のカンファレンスに参加していただき関係機関、子ども担当弁護士、および、退所後に関わってもらっている機関や人、施設等、本人を取り巻く支援者が一同に集まり、シェルターを退所後の生活が順調か、退所前に役割分担した事柄が遂行できたかの確認、新たな課題等、情報の共有を本人も交えて実施した。退所後に新たに関わりを開始した機関も含めて引継ぎも兼ねて行うこともあった。

２．　「Ｃａｆｅ てんぽ」の実施　（継続して実施）

毎月１回、山村ホームにて「Ｃａｆｅ てんぽ」を開催した　（４／３０、５／２６、６／２５、７／２６、８／２７、９／２９、１０／２９、１２／２２、１／２８、２／２８、３／２５）　。

１１月は年に１回のＯＧ・ＯＢ会がある為お休みし、合計１１回実施した。開催日については、働いている方や学生の方も参加しやすいように、平日と土曜日の午後に各月ごとで曜日を替える等、工夫をした。「Ｃａｆｅ てんぽ」では、お菓子や飲み物を用意して、ゆっくり休みたい、話しをしたい、聞いて欲しい、相談したい等々、臨機応変に対応できるよう柔軟に運用している。それと同時に、季節の行事を織り交ぜたり、山村ホームの畑で作った作物や、生理用ナプキン、使い捨てマスク、ご寄付の衣類等、自由に持ち帰ることのできるコーナーも用意した。昨年度試験的に行っていた午前中から参加できる方と買い物や料理を行い、会食する時間も定着してきている。退所者の中には、手作りご飯をほとんど食べない生活や、食事そのものも数日間していない方もおられるので、その時間を楽しみにしている方もいる。Ｃａｆｅ の番外編として３月には、Ｃａｆｅ に参加された退所者に希望を募って、山村ホームで栽培した大豆を混ぜての味噌づくりを行った。また、事前に相談したいとの連絡を受けた場合、「Ｃａｆｅ てんぽ」の前後の時間に個別相談を設定した。ほっと心を解してもらう時空間であったり、問題解決型の相談の場にもなる等、今後も多様な活用方法を模索していきたい。

３．　アフターケア専用の携帯電話とメールでの案内　（継続して実施）

毎月の「Ｃａｆｅ てんぽ」のご案内を退所者にメールで送ることで、退所者からは返信が来て近況報告してくれたり、相談される等、シェルターとの繋がりを維持する良い機会となっている。また、アフターケア専用の携帯電話を用意したので、退所者との連絡は非常に便利になった。自立支援ホームやグループホームなどの支援者が身近にいる方以外の方には、退所後の行政手続きなどを携帯で連絡を取り合いながら行うことで、安心して勧めることが出来るようになっている。

４．　年に１回のＯＧ・ＯＢ会の開催　（継続して実施）

２０２２年度は、１１／１２（土）に感染予防対策をしながら開催した。スタッフや理事の他に、ボランティアスタッフや子ども担当弁護士の方々の参加もあり、総勢２６名となった。コロナのことを鑑みてＢＢＱは控えたが、徐々に緩和されてい

たこともあり、お弁当を購入して会食を行った。数年前に退所した方が付き合っている方を連れて来て紹介してくれる場面もあった。皆それぞれに近況報告をしたり、写メを見せてくれたりと、懐かしいひと時を過ごすことができた。山村ホームの畑で採れたサツマイモをお土産で持ち帰ってもらい、別れを惜しみながらの閉会だった。

５．　電話相談での傾聴　（継続して実施）

退所前にホーム長との最後の面接の際、退所後の相談先の一つとして電話相談の番号と事務局の番号が書かれたカードを渡している。それを見て、退所後に寂しいからと電話してくる退所者や、嬉しいこと、腹が立ったこと等、聞いて欲しいことがあり電話してくる等、電話相談員が傾聴し共感してくれることで少しは安定につながっているのか、退所者によっては定期的に相談電話が入っている。具体的な対応が必要な相談の場合には、シェルターへ繋いでもらい直接対応している。

６．　成人のお祝い金と振袖写真撮影

シェルターでかつてボランティアとして活動していただいていた方から、ご寄付をいただき基金を設立し、退所後に連絡のとれた希望者と入所者で、１８歳以上の方に成人のお祝金として１万円を１４名の方に差し上げることができた。その連絡を通して、退所されて数年が経つ方が「Ｃａｆｅ てんぽ」に参加して久々にお会いしたり、再会するきっかけともなった。

その中で、振袖の写真撮影を希望される方には、「振袖プロジェクト」を行っているＮＰＯ法人Ｏｎｌｙ　Ｌｉｖｅ　Ｏｎｃｅ様にご協力をいただき、５名の方が山村ホームで撮影を行った。ご本人の希望により、子ども担当弁護士にも声をかけて一緒にお祝いをする時間を設けた。

７．　アウトリーチなアフターケア　（継続して実施）

通院同行や退所者宅への訪問、関係機関との連絡調整、住居探しや仕事の相談、奨学金の申請など、個々に必要が生じた場合には、アフターケアの一貫として実施している。２０２１年度は試行的に退所後の支援計画を作成し実施してきたが、２０２２年度は退所前に全員アフターケア計画を作成し、それに基づきご本人の希望する支援について支援機関と連動しながら支援を行い、定期的に課題の振り返りを行った。課題が長期で継続する方には、退所者が住んでいる地区の支援機関と連携し、地域の支援者と安定した関係が築けるよう橋渡し的な役割を担った。振り返りの時に課題が終了した方に関しては、電話相談とｃａｆｅへのご案内は継続し、いつでも相談が出来ることを伝え、アウトリーチを終了とした。また課題が継続する方には、振り返り日を設定してアウトリーチを継続している。

こどもの日、ボランティアさん作の
鯉のぼりのチキンライス

（９）振り返りと今後に向けて

・滞在日数と退所先の確保

シェルターという特性上、外出や外部との連絡に制限があるなど、何かと制約がある生活とならざるを得ず、長期間過ごすには適さない環境のため、原則２ヶ月までとなっている。２０２２年度の利用者のうち、約７割は６ヶ月を超え、約３割が２ヶ月未満の滞在日数となっており、最長滞在日数が１６６日と約半年間シェルターで過ごした利用者もいた。この背景には、ほとんどの利用者がシェルターを退所後すぐに自立するのは難しく、自立援助ホームへ入所させたい利用者が増えた一方で空きがなく、他の社会資源を探さなければならないケースが増えたことと、インケア中に退所後のきめ細かな支援体制まで整えた上で退所させる必要があった為や、精神不安が増して一か月ほど入院した方がいたことなどの理由で長期化したと思われる。今後利用者の退所先確保が困難化する中で、ケア付きの住居、見守り付きの住居の確保や、社会的養護の方が借りやすい賃貸物件の確保が必須となってきている。

・アフターケアと地域資源の開拓

シェルターは、入所してから退所先を探すまでタイトなスケジュールである為、これまではインケアに重点を置き、シェルターでのアフターケアについては、基本的には本人や関係者から相談があったら対応する、いわゆる「待ち」の姿勢であった。

しかし、自立援助ホームに入れず退所後も継続した支援を要するケースが増えたこともあり、２０２１年度よりアフターケアの内容を見直し、２０２２年度は地域の関係機関と連携をとりながら、退所者の希望に沿った支援を行ってきた。退所は増え続ける中で、どこまで何を支援するかの線引きが難しいところがあるが、基本的にはご本人が望む限りは繋がり続けるスタンスをとっている。積極的なアウトリーチを行うアフターケアから、課題解決後はＣａｆｅ てんぽや電話相談で近況把握をする形に繋げていく流れが見えてきている。

退所者にとっても、常に相談をしていなくても、いつでも相談ができる関係があること自体が安心になっているのではないかと思われる。

また地域に退所する方が増えてくる中で、地域の支援者や食料・物品支援、学習支援や居場所など各団体との連携は必要不可欠であり、退所先の地域の方々との繋がりが大事となっている。退所者のニーズに応じた支援先を開拓することが必須となっている。

・精神疾患を持つ利用者への支援

今年度の特徴として、同時期に精神科を通院しておられる方が複数名入所し、互いに影響し合うということがあった。シェルターの生活上のルールでは「個人情報は話さない。他の利用者の居室は入らない。２３時以降は自室で過ごす。」とあるが、精神的に不安定な方が共鳴し合い、夜間に居室を出入りして交流していたことが後からわかった。

同時期にいる利用者同士が共感し励まされることは「ひとりではない」という想いに繋がり力になる場合があるが、今回はそれだけに留まらず、一方が情緒不安になった時に、他の方々も不安定になり、巻き込まれ現象が起きてしまった。一時は一人の方の大人への不信感が伝染し、他の利用者もスタッフと距離をとったり、ボランティアスタッフへの不満を訴えたり、子ども担当弁護士への不信感で一致団結してしまうことがあった。大人も子どもも巻き込まれ、対応に翻弄され、傷つくことが起きた。生活という密着した場で良い意味でも悪い意味でも影響し合う中で起きる巻き込まれには、距離を持った専門的な対応が必要となる。毎月１回行っているＳＶで客観視できたことは

大変貴重な時間であった。子どもたちに安心な場を提供する前提として、常日頃からスタッフ始め大人側のチーム力を高めていくことが課題である。

・スタッフの確保

今年度初めにホーム長が交代し、今年に入り二回目の交代があった。スタッフも今年度初めに非常勤が１名、半ばに常勤が１名採用となったが、年度末に常勤は異動となり非常勤が常勤になった。電話相談員も今年度半ばに１名退職し、その後欠員のまま年度末まで来た。近年スタッフや電話相談員の募集をしても、なかなか応募がない状況で、同じ業務量をこなしていかなければならず、どうしても荷重勤務にならざるを負えない。サービスの内容や質の低下に繋がることも危惧される。福祉業界に限ったことではないかもしれないが、スタッフの確保、専門性のある電話相談員の確保は、大きな課題と言える。

Xmas ランチパーティー

２　自立援助ホーム運営事業

自立援助ホームみずきの家（定員：女子６名）において、何らかの理由により家庭で生活できなくなり、働かざるを得なくなった子ども・若者（原則として１５歳から２０歳未満）に、共同生活を通して自立する準備期間を提供し、①日常生活上の援助、②生活指導、③就業・就学の支援、④元利用者への相談と援助を行った。

また、２０２２年度児童養護施設退所児童等支援事業のうち、社会的養護自立支援事業として退所者１名、就学者自立生活援助事業として利用者１名の支援を実施した。

（１）利用者数（新規＋継続）の推移

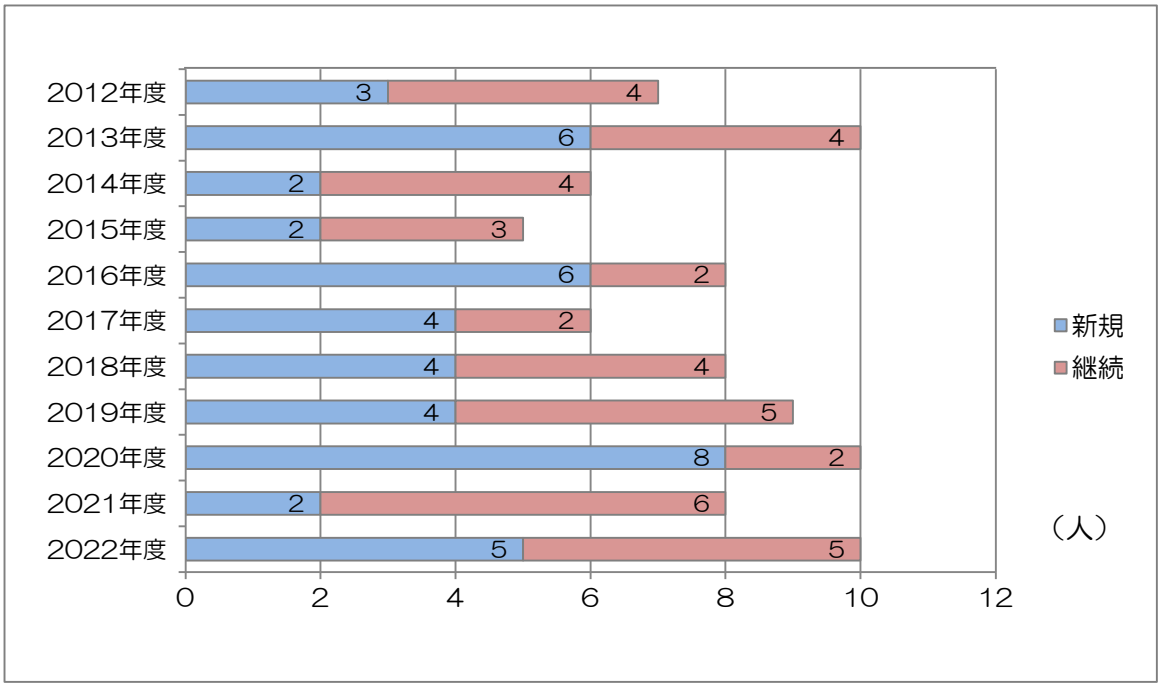

（２）月別在籍者数

（月初人数）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
5	6	6	6	6	6	6	6	5	6	6	6	70

今年度は平均月別利用者数が５．８人であった。

（3）入所時年齢

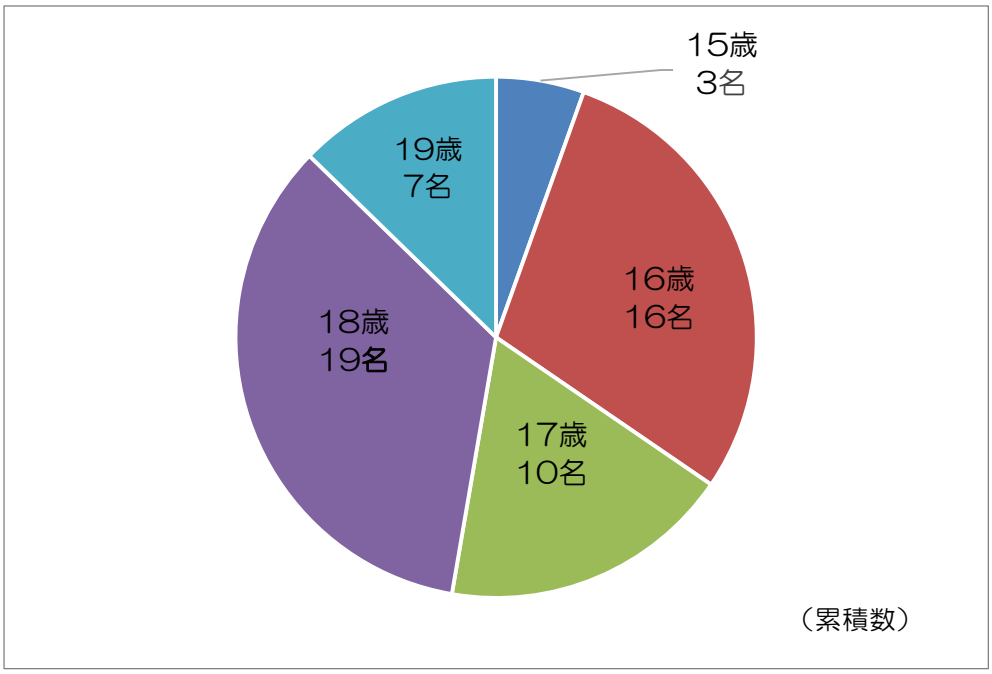

２０２２年度までの全利用者５５名の入所時の年齢については、１８歳以上の入所が半数程度（４８％）となっている。２０２２年度新規入所者５名の内訳は、１６歳３名、１７歳１名、１８歳１名であった。

（4） 入所前の居所

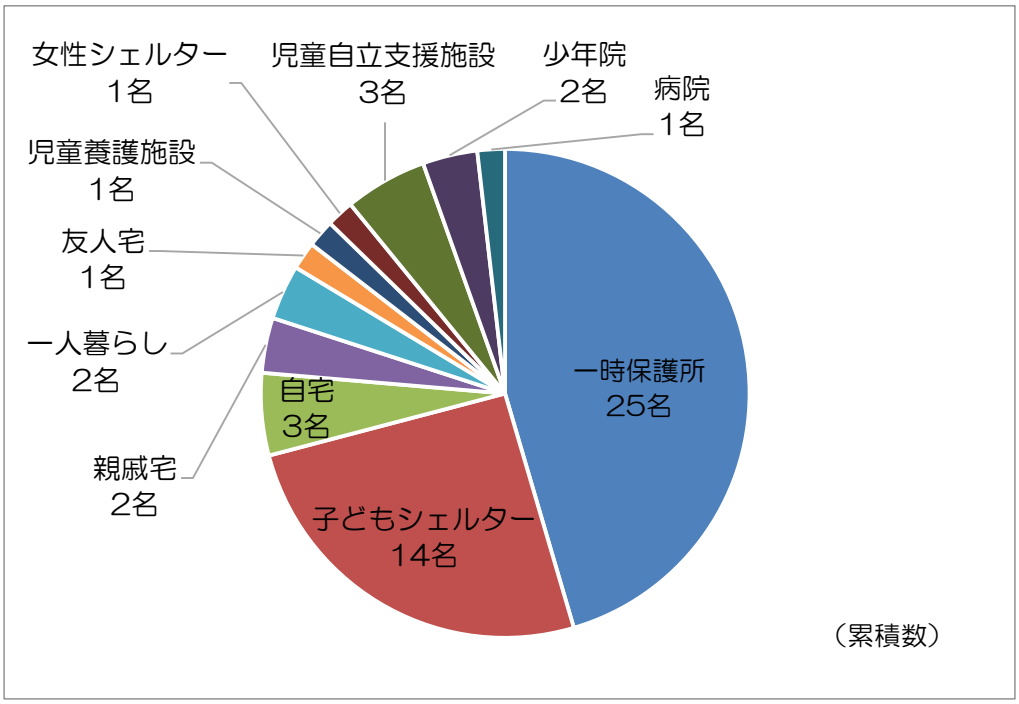

２０２２年度までの全利用者５５名中、一時保護所２６名（４６％）が最も多く、次いで子どもシェルター１４名（２５％）となっている。
２０２２年度新規利用者５名の内訳は、一時保護所４名、一人暮らし１名であった。

（5）在籍期間

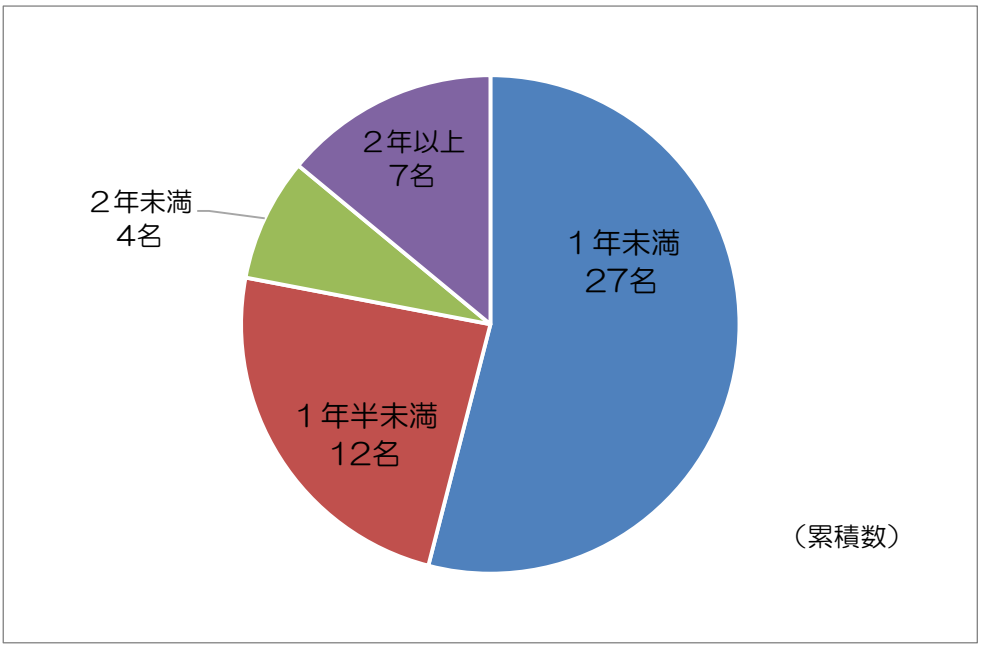

２０１０年６月の開所以来、２０２２年度までに５０名がみずきの家を退所している。最も長く利用した者は９０４日、短い者は１７日で、平均は約１２ヶ月（３６６日）である。２０２２年度に退所した５名の在籍期間は、それぞれ９０４日、７３６日、５７７日、４３８日、３６２日（平均６０３日）であった。

（6）退所先

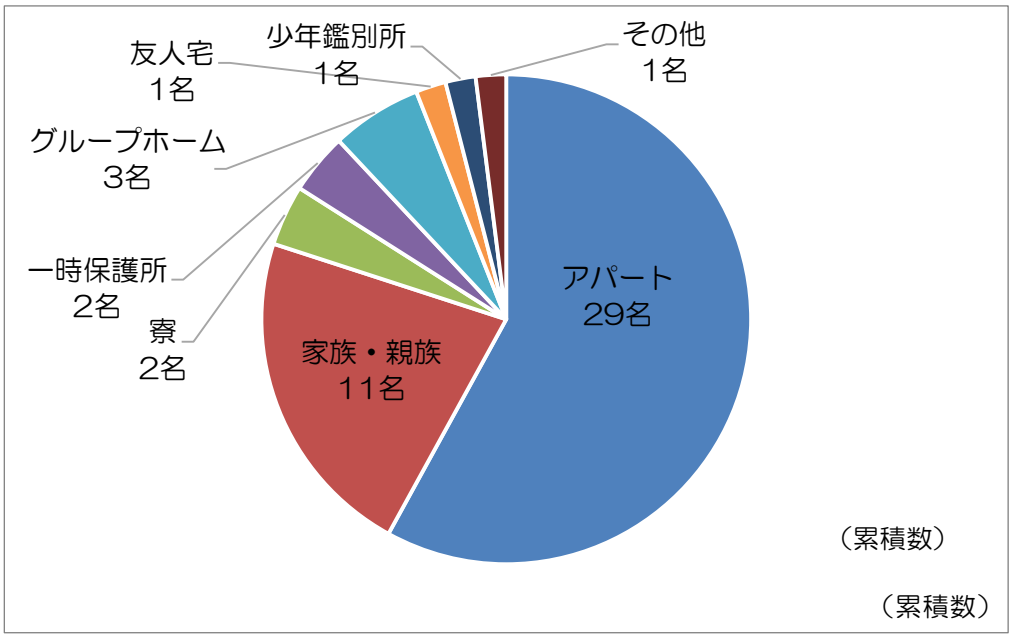

２０２２年度までの全退所者５０名のうち、自分の目標を達成して退所した利用者は１９名（３８％）、目標途中で退所した利用者は２７名（５４％）、無断退所は４名（８％）である。２０２２年度に退所した５名の行先は、アパート３名、自宅１名、グループホーム１名となっている。

（7）学歴

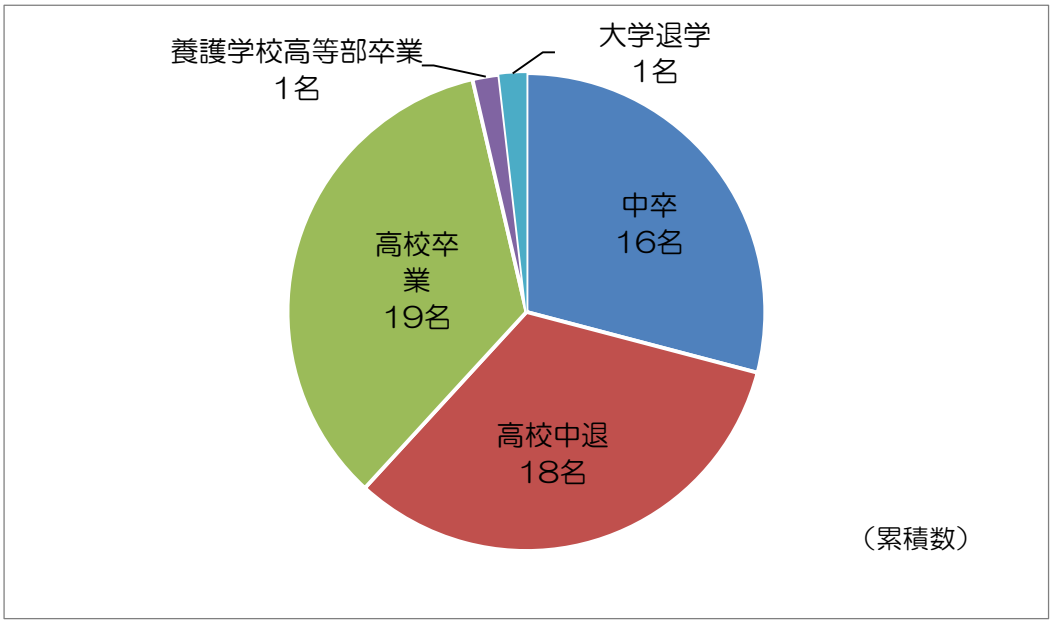

２０２２年度までの利用者５５名の学歴は、中卒１６名（２９．１％）、高校中退１８名（３２．７％）、高校卒業１９名（３４．５％）、養護学校高等部卒業１名（１．８％）、大学退学１名（１．８％）で、高校卒業以上の学歴を持つ者は２０名（３６．４％）である。２０２２年度新規利用者の内訳は、中卒（高校在学）３名、高校中退１名、高校卒業１名となっている。

紅葉を観に

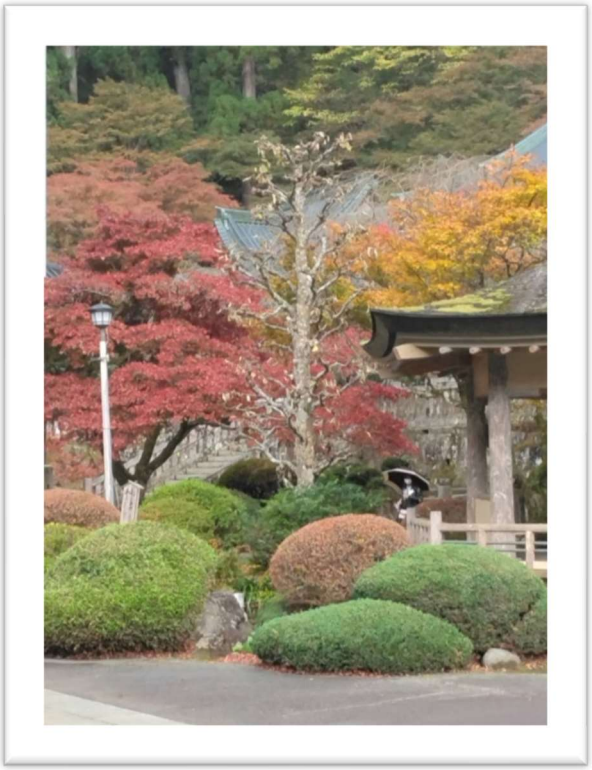

（８）アフターケア

全退所者５０名に対する２０２２年度内のアフターケアについては、合計５０９件（訪問や来訪等による直接の支援が延べ９４件、メール・電話等による支援が延べ４１５件）であった。内容としては、転居支援（法人理事長による連帯保証人としての支援を含む）、医療機関への付き添い、公的手続きの支援、奨学金給付手続きの支援、近況のやり取り、誕生日祝いのメール、食糧配送サービスの手配、アパート内清掃支援、相談、行事への案内等である。

退所者のうち、近隣のアパートで生活している社会的養護自立支援事業の対象者１名については、児童相談所と連携して重点的な支援を行った。

現在も携帯電話番号等の連絡先が把握できているのは、全退所者５０名のうち３０名弱であるが、上記支援件数には、山村ホームで年１回実施している子どもセンターてんぽ主催ＯＧ・ＯＢ会、同所で月１回（年１１回）実施しているアフターＣａｆｅてんてん（子どもシェルターてんぽとみずきの家ＯＧ・ＯＢの交流会）についてのメールによる案内送付が含まれている。

ただし、返信が来るなど双方向でやり取りができる元利用者は少数であり、みずきの家のＯＧにとって必ずしも馴染みがあるとは言えない場所での行事という事情もあってか、実際の参加者はなかった。

また、みずきの家において毎年実施していた元利用者を対象とした行事（クリスマス食事会等）については、２０２２年度も新型コロナウイルス対策のために中止となったが、今後は再開する予定であり、例年数名の参加者があったことから、再び交流の機会が持てるようになることを期待している。

（９）振り返りと今後に向けて

① 在所期間の長期化

２０２２年度までの全退所者５０名の在籍期間の平均は、約１２ヶ月（３６６日）である。これは、従来、みずきの家に入所後すぐに就労に専念し、相応の金額の自立資金を蓄えるという目標設定の下に生活していた利用者によるものが大きく、開設以降の過去１３年間では全退所者の５４％が１年未満の在籍期間となっている。ただし、この数字には目標を達成できずに短期間で退所した利用者も相当数含まれている。１年以上１年半未満（２４％）を合わせると、７８％が１年半以内で退所している。

現在、高校在学者が増加しており、残り在学予定期間の１～３年間はみずきの家で生活して自立を目指すという利用者が複数在所しているため、今後の平均的な在籍期間は長期化する可能性が高い。

さらに、入所した時点で心身に被虐待の影響を受けているケースでは、仮に就労のみの生活であっても、利用者本人の気持ちの安定を図り、就労を継続させて相応の自立資金を貯めて自立への自信や力を蓄えるためには、そもそも１年程度の在所期間では十分ではないと実感している。

② 高校在学者への支援

２０２２年度に在所していた利用者１０名のうち、７名が全日制高校、定時制高校又は通信制高校に在学していた。

自立援助ホームでの支援の方向性として、利用者がフルタイムで仕事をして自立資金を貯金し、アパートでの独り暮らしに繋げるという従来のパターンは稀になっており、就学者への支援が主流となりつつある。

③　精神科通院の割合

２０２２年度に在所していた利用者１０名のうち５名が、被虐待の影響から来ると思われる不眠・不安・フラッシュバック・うつ症状などのＰＴＳＤ症状に悩み、精神科に通院していたが、全日制高校に通学する比較的健康な利用者の入所．が続いたことで、２０２１年度よりも割合は減少している。（２０２１年度在所者は、８名のうち６名が通院）

④　生活保護受給者の割合

２０２２年度に在所していた利用者１０名のうち４名が、生活保護を受給しているが、これについても全日制高校に通学する比較的健康な利用者の入所が続いたことで、２０２１年度よりも割合は減少している。（２０２１年在所者は、８名のうち６名が受給）

⑤　新型コロナウイルス感染防止対策による利用者支援への影響

２０２２年度も残念ながら新型コロナウイルスの影響によって行事の中止や縮小方針を継続した。２０２１年８月下旬から、新型コロナウイルス感染防止策の強化として、ホーム内における会話時のマスク着用、黙食、リビングにおける食事の人数制限などを呼び掛けてきたが、これによって、最近のホーム内の雰囲気は以前よりも個人主義的な傾向が認められるようになり、利用者間の自然な交流も少なくなったと言える。

これに対して、今後は黙食や食事の人数制限を撤廃すること、ホーム主催行事の実施等により、利用者間の交流を促進する機会を提供していきたいと考えている。

みずきの家

３　居場所のない子どもの電話相談事業

てんぽの居場所のない子どもの電話相談は、当法人の３事業の一部門として、２００８年秋から居場所に関する相談とシェルター利用の窓口として開始した。

２０２２年度は、年度当初から相談日を月曜日から金曜日の週５日（午後１時から５時）態勢で臨み、電話相談件数は４０３件となった。相談件数は２０１９年度をピークに減少傾向がみられる。理由について、対象となる世代の相談ツールとして、ＳＮＳの利用が主流になってきつつあることや、新型コロナウイルス感染の蔓延による影響が要素として考えられる。

しかしながら、居場所が無く困っている状況を把握するためには、チャットやメールによる相談をきっかけとしても、直接電話で対話をすることが重要と考えている。支援の必要な子どもたちや支援に当たる関係機関等にてんぽの電話相談があることを知ってもらう為、２０２２年度も県内の学校や行政機関、民間支援団体等の協力を頂き、相談電話を案内する電話相談カードを約４７，０００枚配布した。

なお、以下に示した数字は、全て相談対応件数である。

（１）　電話相談件数の推移

（単位：件）

相談者	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
市役所・区役所	36	41	39	60	80	77	92	56	43	63
女性相談機関	4	0	14	3	0	8	8	8	37	22
弁護士	14	25	27	18	26	17	50	35	32	22
児童相談所	16	16	41	17	24	52	55	48	62	46
学校	14	16	24	27	25	30	44	22	40	23
本人	49	40	51	76	44	63	122	70	108	173
親	9	6	4	15	4	6	3	3	5	3
親族	0	2	3	1	3	5	2	1	2	0
医療機関	5	8	1	0	1	2	1	1	4	3
民間個人・団体	30	29	40	25	29	43	46	40	74	48
家庭裁判所	2	0	1	2	0	0	1	0	0	0
児童福祉施設	2	2	0	0	2	0	7	2	1	0
警察	1	4	4	7	3	5	4	1	1	0
保護観察所	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	2	4	0	3	1	2	0	0	2	0
合計	184	194	249	254	242	310	435	287	411	403

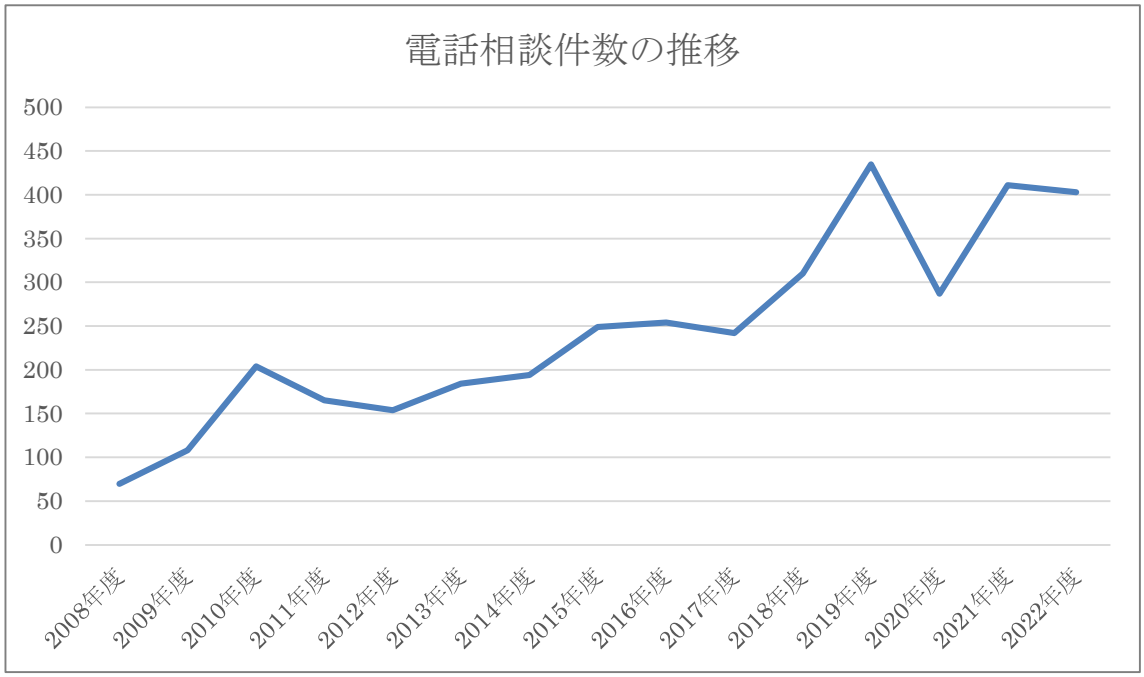

前ページの表は、直近１０年分の電話相談件数を表示している。表に出ていない電話相談開設以来の相談件数は、２００８年度７０件、２００９年度１０８件、２０１０年度２０４件、２０１１年度１６５件、２０１２年度１５４件となっている。

全体の相談件数は、傾向として増加しているといえるが、２０２２年度の相談件数は４０３件で、前年度より８件減少している。１０年前との比較では、約２倍に増加したものの、近年は増減をくり返している。子ども本人からの電話では、１７３件中４５件がシェルターを退所後アフターフォローしている方からの電話であり、新規に受けた子ども本人からの電話は減少した。

電話相談日の開設の拡大については、行政機関や学校等支援機関からの相談件数に特段の増加は認められないものの、相談のし易さに繋がることとして今後も継続していく。

電話相談カード

（２） 相談者内訳

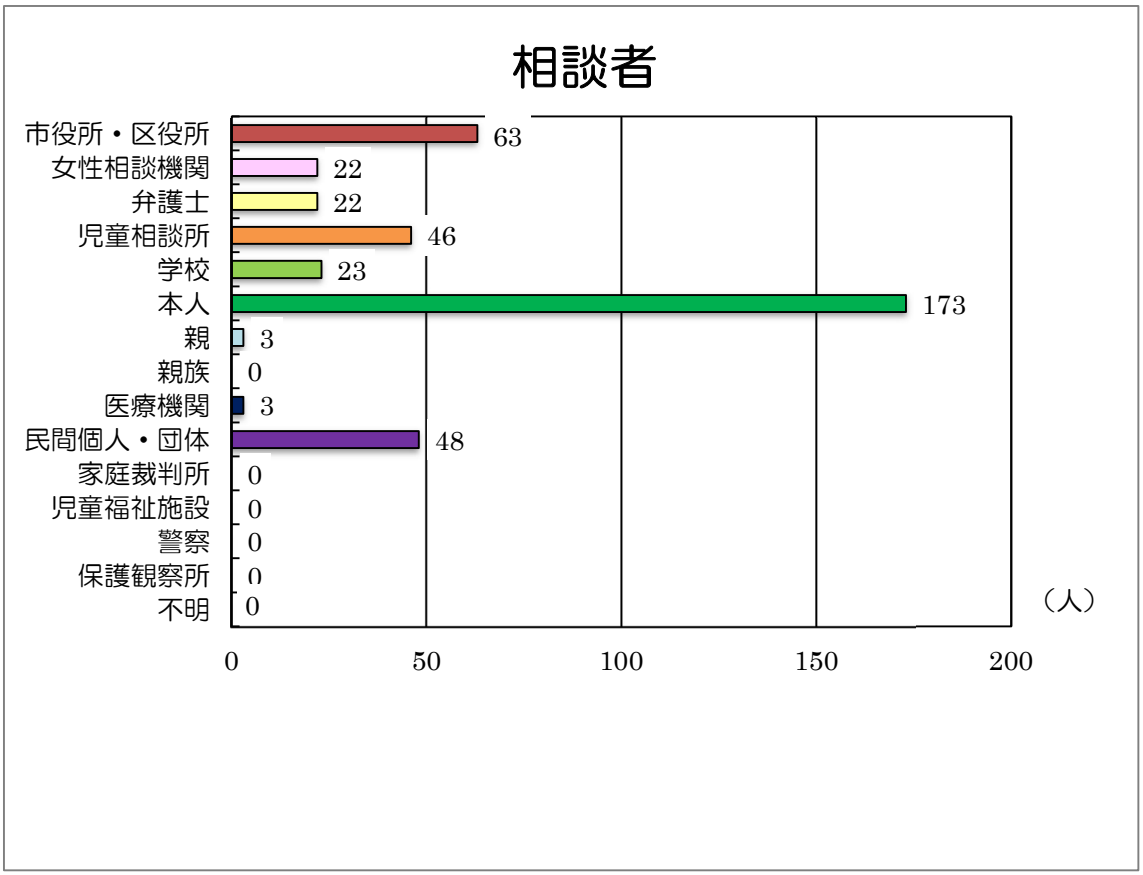

相談者	市役所・区役所	女性相談機関	弁護士	児童相談所	学校	本人	親	親族	医療機関	民間個人・団体	家庭裁判所	児童福祉施設	警察	保護観察所	不明
	63	22	22	46	23	173	3	0	3	48	0	0	0	0	0

アフターケアでフォローしている方からの電話を除いても、２０２２年度も、子ども本人からの電話が最も多く、新規に２３人の子ども本人から１２８件の相談があった。合わせると、１７３件で全体の４２．９％を占めている。次に多かったのは、女性相談機関・女性相談員を含む役所からの相談で、合わせて８５件、２１．１％であった。ただし、内訳に変化があり、今年度は、女性相談関係の役所（相談員）とそれ以外の役所からの相談割合に変化が見られた。前年度女性相談関係者からの相談は役所全体の４６．３％であったものが、２０２２年度は２５．９％に減少している。２０２２年度から成人年齢が１８歳に引き下げられたことで、従来女性相談関係機関で受けにくかった若年女性の受入れがし易くなったことや、役所における女性相談以外の部署からの件数が前年度の１．５倍になっており、てんぽの存在が認識されつつあることなどが考えられる。相談者の実数も、役所の女性相談関係者が９件、それ以外の担当者からが１６件となっており、今後更に分析が必要であろう。

また、民間の支援団体や個人からの相談が４８件（１１．９％）で、件数としては本人、行政機関に次いで多い。今後は民間団体に関する情報収集や連携についても強化していく必要がある。

その他、児童相談所や学校、弁護士からの相談件数は、前年度に比較しそれぞれ２６％、４３％、３１％減少した。
相談者の地域別では、最多が横浜市１７８件（４４．２％）、次に政令市以外の県域が１２２件（３０．２％）と増加し、川崎市は３０件（７．４％）と減少、やや増加したのは、横須賀市２８件（６．９％）と相模原市８件（２．０％）であった。東京都を含む県外からの相談は、前年度６５件（１５．８％）に対し２４件（６．０％）と大幅に減少した。

（３） 対象者性別

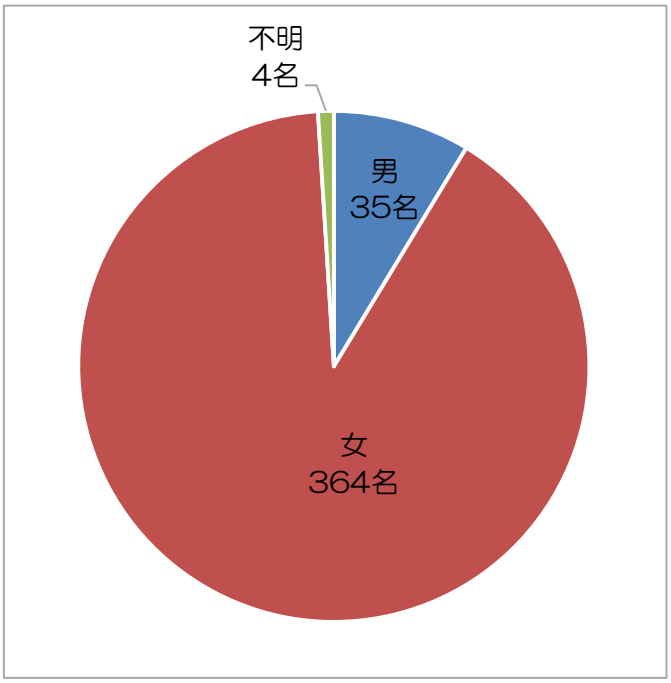

対象者性別	男	女	不明
	35	364	4

２０２２年度の性別相談対応件数割合は、女性が９０．３％（前年度８３．６％）で、男性は８．７％（前年度１４．１％）と減少している。
実人員でみると、１００人中女性が８２人（８２％）、男性が１５人（１５％）、不明３人となっている。トランスジェンダーを自認する方の相談も含まれている。

（4） 対象者年齢

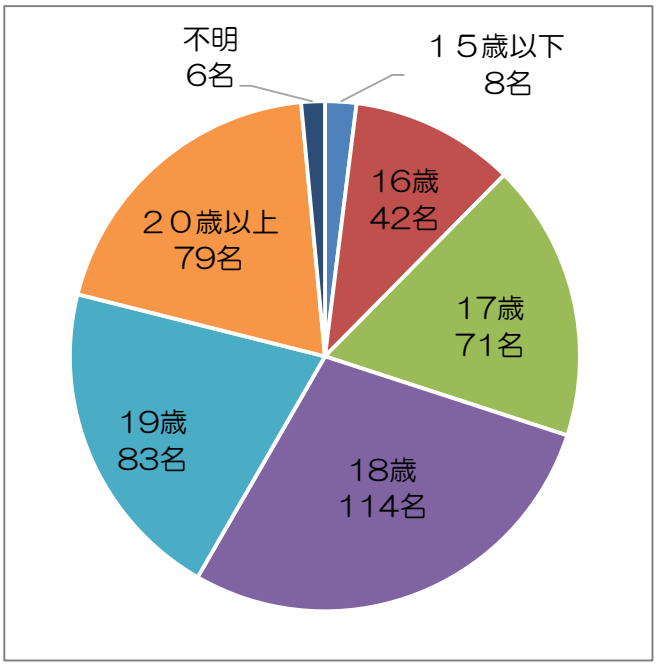

対象者年齢	15 歳以下	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳	20 歳以上	不明
	8	42	71	114	83	79	6

相談対象者の年齢は、例年と同じく１８歳が最も多く１１４件（２８．３%）、１９歳８３件（２０．６%）を加えると、１９７件、４８．９%（前年度６６．９%）を占める。次いで、２０歳以上が多いのは、アフターフォローをしている退所者が２０歳に達したためである。１８歳は、高校や大学に在学中の学生が多く、学業を続けたい思いを持ちながら、親の家にはいられない切羽詰まった状況にあるという厳しい現実に直面している様子が伺えた。

（5） 電話の主旨

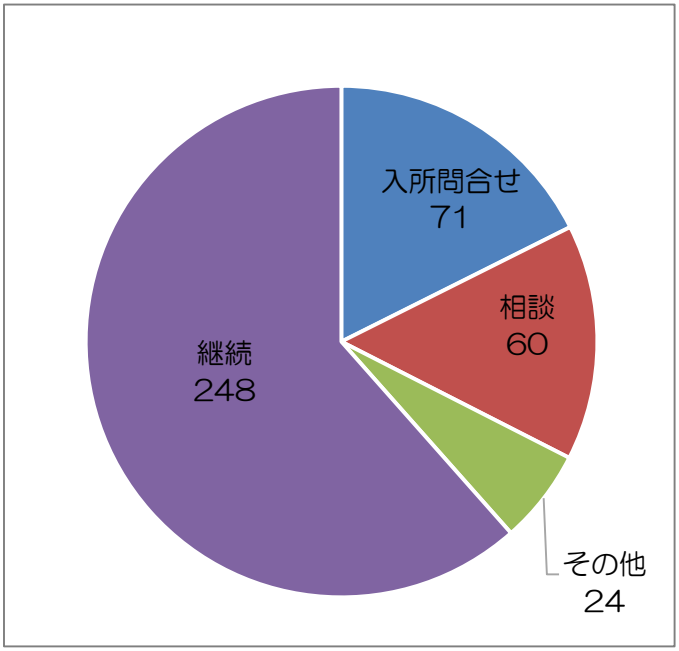

主旨	入所問合せ	相談	その他	継続
	71	60	24	248

上記の数は、相談対応件数であるが、相談実人員１００人のうち半数の５１人は１回の電話で終了している。シェルターへの入所に繋がったケースでは、本人や関係機関とのやり取りの平均が、６．９回となっている。

継続となっている件数には、入所問合せにかかる調整等が多く含まれている。

（６） 主訴

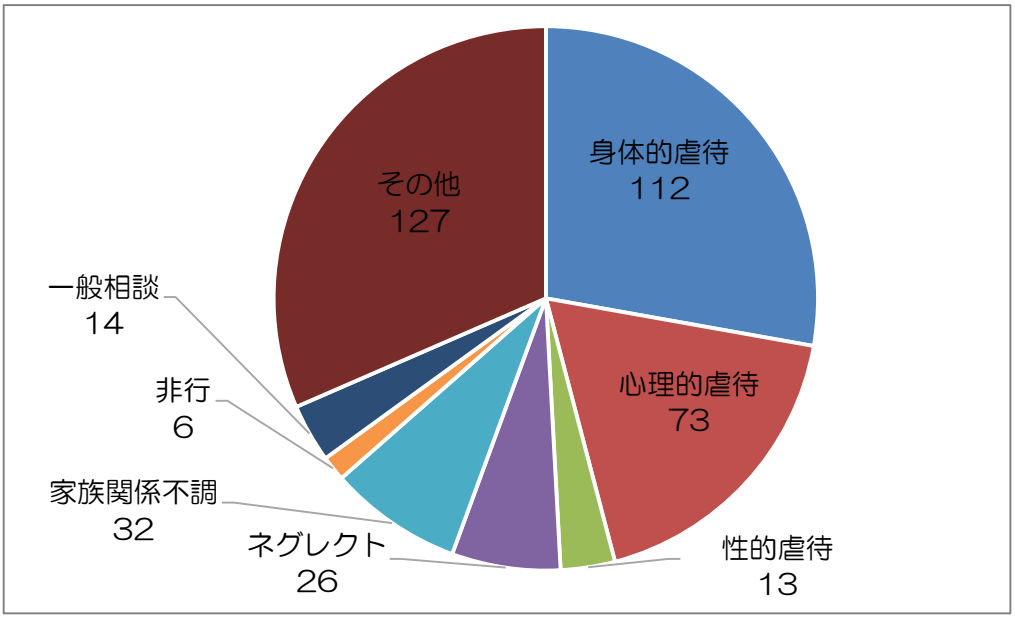

主訴	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト	家族関係不調	非行	一般相談	その他
	112	73	13	26	32	6	14	127

相談に至る主原因として、身体的虐待が１１２件（２７．８％）、心理的虐待が７３件（１８．１％）、性的虐待１３件（３．２％）、ネグレクト２６件（６．５％）となっている。全体で２２４件（５５．６％）が虐待で、家族関係不調３２件を加えると、２５６件（６３．５％）が家庭内トラブルを主訴としている。

また、統計上、虐待の種別を一つに絞ってはいるが、虐待の実態は複合的なものであり、確認できただけでも虐待を主訴とする方の約半数は複合的な虐待を受けていた。

非行と精神疾患を理由とする相談者（実人員）は、それぞれ３人ずつであった。

「その他」の件数が多いのは、アフターフォローで受けている方等からの電話を「その他」としているためである。実際には、その中にも、てんぽに繋がった元々の理由として虐待が挙げられる場合がある。

（7）まとめと課題

電話相談の役割は、シェルター利用など居場所のない相談を受けて居場所の確保に繋げること、すぐには家を出る決心のつかない方たちへの共感と情報提供などでサポートをしていくことなどである。加えて、２０２２年度から、シェルタースタッフとの協働で、退所した方たちへの継続的な精神的サポートの一環として電話相談室で電話を受けるアフターフォローを開始した。行き詰まっている人間関係や生活上の悩み、何気ない楽しみの報告等、シェルターを退所した後の寂しさや精神的なストレス解消のためにかけてくる電話を、相談員はひたすら受け止め、傾聴に努めている。

近年のＳＮＳの普及に伴う現象であるのか、相談に使う道具として電話のハードルが高くなっているようである。電話相談件数の伸び悩みの理由の一つとも考えられるが、ＳＮＳでのコンタクトを図れたとしても、電話で生の声を聴くことについての必要性は変わらない。如何に使い勝手の良い電話相談であり続けるのか、今後の検討課題である。

一方で、相談者の抱える課題解決に向けては、複数の支援機関の協働・連携が必要である。電話相談員としては、特に、近年増えてきつつある民間の支援団体や自治体が行うサービスなどの情報を把握するとともに、電話相談の一層の充実を図りたいと考えている。

４　山村ホーム活用事業

２０１６年「山村様」から、今まで住んでいた家を自由に利用していいとのお申し出を受け、一部改修をしてその年の７月から利用を開始しています。平屋の４Ｌ・ＤＫで広いお庭と小さな畑もそばにあります。

当初は月に一度のヨガ教室に利用するのが精一杯でしたが、２０１８年５月から週に１回非常勤職員が勤務し、多くのボランティアの方々の協力を得て、てんぽ利用者のための日中活動と家の管理、２０１９年からはアフターケアの場としての活用を行っています。

２０２２年度は、前年度にスタートさせた「Ｃａｆｅ　てんぽ」（現在は「アフターＣａｆｅてんてん」）が定着したほか、成人の記念に振り袖姿を撮影するプロジェクトの撮影場所として利用するなど、アフターケアの場としても活用が進みました。コロナ対策という制約はありつつも、日中活動も継続できました。

また、スポットとしてのアフターケア・日中活動だけでなく、その活動を支えていく、日々の畑や庭の整備、ＤＩＹも多くのボランティアの方々にご支援いただきました。多くの方にご協力いただいて活動を続けられたこと、改めて感謝申し上げます。

主な活動は以下の通りです。

（１）　ヨガ教室

毎月１回、山村ホームまで専門のインストラクター（講師料は寄付を活用）に来ていただき、シェルターの利用者を対象にレッスンを行っています。２０２２年度は講師の方の都合等により７月～１０月が中止となりました。実施８か月のうち利用者が参加できたのは５回でした。

運動不足解消、気持ちのいいことを体感してもらう、自分の体と向き合う等々目的はありますが、予定が立たないのがシェルターの特徴の一つですし、その日に外出が入ったり、気分が悪くなったりなどもありなかなか利用者が参加できない状況があります。

なお、シェルターは短期利用であるため、ヨガに参加できるのは利用者個々でみると１，２回程度ですが山村ホームを利用した経験はアフターケアへも引き継がれていくようです。

（２）　畑づくりと庭の整備、収穫物の活用

敷地の裏に小さな畑があり、２０２０年度からはプレハブ跡地に新たな畑も加わりボランティアの協力で大根、玉ねぎ、ジャガイモなどを育てています。日々様子を見ることができないため、あまり手入れをせずに収穫できるもの限定ですが、タイミングがあったときは利用者が収穫を手伝ったりもしました。収穫物はシェルターの食卓に上った他、ＯＧ・ＯＢの方々、ボランティアや理事の皆様にもご賞味いただけました。

秋に行われる「ＯＧ・ＯＢの集い」の恒例イベント芋ほりに、庭の畑で育てるさつまいもは欠かせませんし、その後のＣａｆｅでも焼き芋は好評メニューです。大豆は虫に食われたりもしましたが、１ｋｇの収穫があり２月にシェルター利用者とＯＧも参加し、ボランティアの協力を得て味噌づくりを行いました。味噌づくりは２０２０年度から行っていますが、昨年度初めて山村ホームで収穫した大豆２ｋｇのみでも味噌を仕込み、予想以上の美味にびっくりいたしました。（別に購入大豆でも仕込んでいます）。今年度も秋の出来上がりが楽しみです。

また、庭についてはしだれ桜が３本、五葉松や椿のほか様々な庭木があり素人だけでは手に負えません。このため、こちらも庭師の方がボランティアに来てくださり少しずつ整備をしてくれており、２０２２年に初めて柿を３個収穫、ミカンも毎年収穫が楽しみです。　も

ちろん果物だけでなく、椿、モクレン、桜、つつじ、あやめ、夏椿、萩などなど、季節の花々も山室ホームのひと時を楽しませてくれています。シンボルの枝垂れ桜は２０１９年の台風に続き、２０２０年夏には蟻により幹が食い荒らされてしまいましたが、何とか枯れずに済み、今年も見事な花を咲かせてくれ、Ｃａｆｅてんぽで０Ｇの皆さんとお花見をすることができました。

こちらも、芝刈りの他畑の手入れなどにボランティアの方々が活躍してくれています。

なお、玄関横の梅で梅ジュースを作りこちらも大好評でしたが、昨年大々的に刈り込みましたので、２０２３年の収穫はお休みになりそうです。

山村ホームの花たち

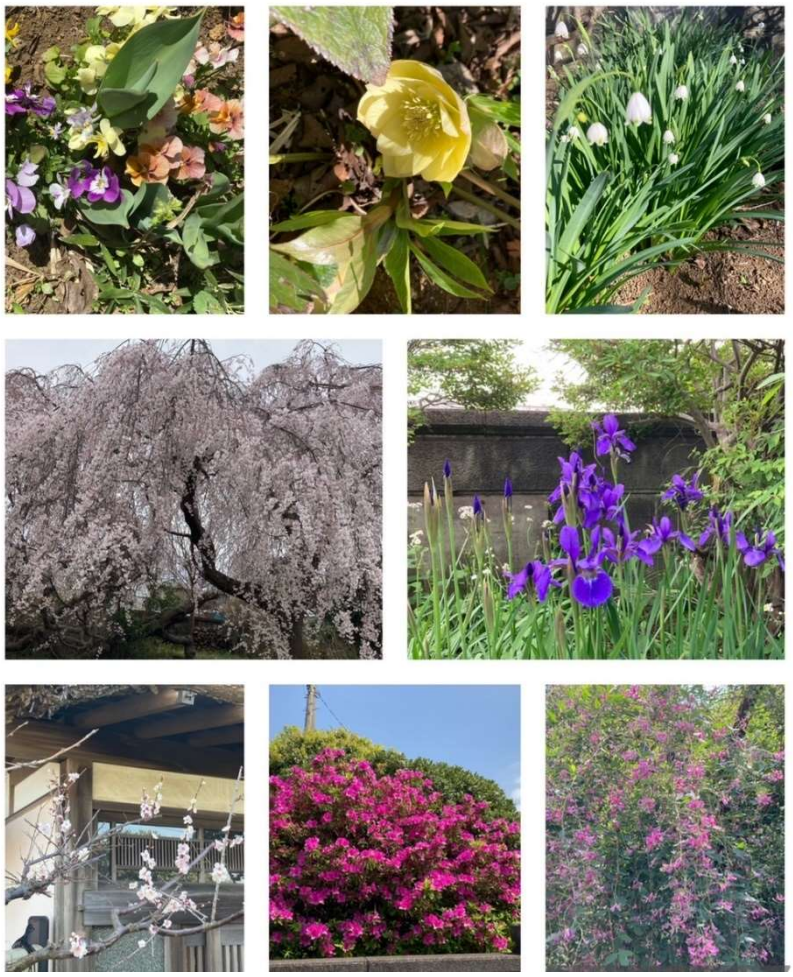

（３）建物の整備

家の整備については、雨戸の修理や障子や網戸の張替えをボランティアの方々の協力で少しずつ行っていますが、築４０年近い家屋のため老朽化は否めない状況です。特に昨年は、ｃａｆｅ の時にトイレが詰まってしまい大びっくり！！汚水桝が地盤沈下したためで業者による一時的な処置を施し、今のところ無事に使用できています。とは言え古い家なので床のぶかつきなど、対応検討が必要になってきています。

（４） お茶会

２０１８年１１月から日中活動プログラムの一つとして「茶道」を開始しましたが、２０２２年度もコロナに加えボランティアの方のご都合もあり、思うように開催できませんでした。

ボランティアの先生に来ていただき、「お茶会」といいつつ作法にはあまりこだわらず楽しく体験すること重視で、庭の花々を楽しみながら季節の移ろいを感じてもらう企画です。新年度は新たな先生もお招きして継続できればと思っています。

（５） メイク講座

２０１９年４月からボランティアによるメイク講座を開始し、２０２２年度は感染防止の対策をして３回実施しました。

利用者にとってとても関心の高い「メイク」、一人一人の希望に合わせてアドバイスをしてもらうことができ、大変好評です。メイクの話題が利用者同士の話のきっかけになったり、講師の方への相談から悩みの一端がうかがわれたり、「なりたい自分」を考えるきっかけになったり、たかがメイクされどメイクです。

これからも利用者の希望に合わせて開催していきたいと思っています。

メイク講座の日のお弁当、山村ホーム産の梅シロップのジュースと共に

（６）　「Ｃａｆｅ てんぽ」と「てんぽＯＧ・ＯＢの集い」

アフターケア事業の一環として、ＯＧ・ＯＢの集いに加え、２０２１年５月から山村ホームを会場に、シェルターやみずきの家を利用してくれた人たちの居場所として「Ｃａｆｅ てんぽ」（現在は「アフターＣａｆｅ てんてん」）を実施しています。毎月１回（土曜と平日で交互に開催、１１月は集いがあるため休み）。

当初の運営はシェルタースタッフと理事で行ってきましたが、１年の経験を踏まえ２０２２年度からはシェルターの担当も明確にし、必要に応じて昼食タイムを設けるなどより充実したものとなりました。コンスタントに参加者があり、アフターケアの重要な事業となっています。

２０１９年１１月に初めて開催したシェルターとみずきの家のＯＧ・ＯＢを対象としたバーベキュー大会、現在は「てんぽＯＧ・ＯＢの集い」としてアフターケア事業の一環として開催しています。昨年に続きコロナ禍のため開催をどうするかギリギリまで悩むことになってしまいましたが、ＯＧ・ＯＢとつながる貴重な機会として検温・消毒などの感染予防対策をし開催することとしました。バーベキューは中止したものの、飲み物とお菓子に加えお弁当の昼食を提供でき、楽しいひと時になったと思います。

幸い天気も良く、大きな家ですので部屋を開け放し、庭も使って「密」を避けることができました。参加者合計は２６名で、内訳は、シェルターＯＧ・ＯＢ５名（別途同伴児２名と同伴者１名）、ボランティア５名（元ボランティア１名含）、職員・理事１２名（元職員２名含、別途同伴児１名）です。

今年もメインは、庭のさつま芋掘りとみかんの収穫。新たに開設したゲームコーナーも大好評で、２０２３年もぜひとのリクエストいただきました。

会は終始和やかな雰囲気で、お茶を飲みながら当時の思いなどもＯＧ同士でされており、体験を語る場としても意味があると考えさせられました。ＯＧさんだけでなく、元ボランティアさんや元職員にとっても懐かしい思い出を語る場となっています。また、参加者の赤ちゃんを若いＯＧさんが嬉しそうに抱っこしている姿など新しい体験もあったようです。

そして、両事業を通して彼氏を紹介に来てくれたり、夢を実現させたといった報告をしてくれたりと、大人たちにとっても、元利用者の元気な姿を見ることは大きな励みとなっています。

会の様子、壺で焼き芋も

（7） ホームの貸し出し

少しずつですが、建物や庭の整備が進んできたことを受け、この施設を会員のために有効活用したいとの思いから、会員限定ですが貸し出しをすることにしました。

十分な広報ができなかったこともあり、残念ながら2022年度の利用は１件のみでした。

（8） 今後の活動

ヨガなどの日中活動に加えてアフターケア事業の場の一つとしても活用が始まっています。これからも利用者が「やってみたいこと」の実現に向けて企画を充実していければと思っています。

公共交通機関では少し不便な場所ですが、その分静かであわただしい日常から離れた時間を過ごすことができます。庭と畑と建物を活用した活動、そして今年もサツマイモや大豆の植え付けを行ったので収穫物を利用した活動も企画中です（芋ほり、切り干し大根づくり、味噌づくりなど）。継続的な活動としていくためにも畑や庭、建物の維持を支えてくださるボランティアの皆様のさらなる支援を募っていければと思っているところです。

山村ホームの枝垂桜

2022年度山村ホーム年間実績

	ヨガ	お茶会	メイク講座	庭	畑	DIY	アフターケア	法人関係	貸し出し
4月	14日 3			4日 庭木剪定	20日 大根種まき		30日 Caféてんぽ 10（4）		
5月	19日 3			4日 芝刈り、草取り			12日 成人記念写真 26日 Caféてんぽ 9（4）		
6月	16日 4			1，11，20 21，28日 芝刈り、草取り 梅の収穫	7日 玉ねぎ収穫 16日 大根・ジャガイモ収穫 15日 さつま芋と里芋植え付け 21日 大豆種まき		25日 Caféてんぽ 19（4）	25日 ボランティア研修	
7月	お休み			10，12，19，24日 芝刈り、草取り	12日 長ネギ植え付け 草取り、みょうが収穫		26日 Caféてんぽ 7（2）		
8月	お休み			16，19，23，30日 芝刈り、草取り	16，23，30日 さつま芋蔓返し みょうが収穫		27日 Caféてんぽ 10（4）		
9月	お休み		11日 4（2）	3，6，13，27日 庭木選定 芝刈り、草取り	6，17，20，27日 長ネギ収穫 みょうが収穫 大根種まき		29日 Caféてんぽ 15（7）		
10月	お休み			4，5，11 12，25日 庭木選定 芝刈り、草取り	15日 さつま芋収穫	15日 大掃除	15，29日 成人記念写真 Caféてんぽ 19（8+2）	15日 味噌の試食会 大掃除	
11月	17日 2			8，10，12日 芝刈り、草取り ミカンの収穫	12日 さつま芋収穫 大豆収穫 大根間引き		12日 OG・OBの集い	12日	
12月	15日 2		3日 2（1）	1，15日 草取り ミカンの収穫	15日 大根収穫 切干づくり		22日 Caféてんぽ 14（8）		
1月	19日 5（1）				19日 大根収穫 切干づくり		28日 Caféてんぽ 12（5）		
2月	16日 5		5日 2（1）	2，19，20 27，28日 芝刈り、草取り 庭木選定	14，15，16日 味噌づくりの準備と仕込み		23，28日 成人記念写真 Caféてんぽ 7（3）	16日 味噌づくり 7	
3月	16日 5				21、28 ジャガイモ植え付け 大根、蕪種まき		25，28 成人記念写真 Caféてんぽ 11（5）		21日

ヨガの参加人数は先生を含みません。その他は、ボランティア講師のため先生を含んだ人数です

アフターケアの()書き人数はOG,OBの参加人数です

５　研修

（1）シェルタースタッフ研修

日付	講座名
４月26日	第１４回全国自立援助ホーム長研修会（前期）
８月28日	横浜市青少年相談センター 若者相談支援スキルアップ研修メンタルヘルスコース 「不安を抱えやすい人への理解と支援」
９月　２日	横浜市 「アレルギー疾患対応研修」
９月　８日	第１４回全国自立援助ホーム長研修会（後期）
９月17日	子どもシェルター全国ネットワーク会議２０２２ｉｎオンライン ※注１
10月　１日	神奈川県社会福祉士会 「若者のメンタルヘルス」
10月24日	特定非営利活動法人よこはまチャイルドライン 「SNS 相談学習会」
10月31日	横浜市 「食品衛生責任者実務講習会」
11月21日	特定非営利活動法人 BOND プロジェクト 「SNS 相談学習会」
12月10日 ～11日	日本子ども虐待防止学会第 28 回学術ふくおか大会
12月10日 ～11日 １月14日 ～15日	一般社団法人 Colabo 「若年女性支援者養成講座

（2）みずきの家スタッフ研修

日付	講座名
４月２６日	第１４回全国自立援助ホーム長研修会（前期）
７月　４日	神奈川県社会福祉協議会　児童福祉施設協議会　研修会 「成人年齢引き下げに伴う児童福祉施設での対応について」
７月２１日	全国自立援助ホーム協議会「第１回南関東ブロック研修会」 （意見交換）
９月　３日	神奈川県自立援助ホーム協議会　発足シンポジウム *全国自立援助ホーム協議会「第２回南関東ブロック研修会」共催 「自立援助ホームを通した社会的養育のあり方」

９月　８日	第１４回全国自立援助ホーム長研修会（後期）
９月１７日	子どもシェルター全国ネットワーク会議２０２２ｉｎオンライン 「自立援助ホーム分科会」　※注１
９月２２日	管内児童福祉施設職員と小田原児童相談所との合同研修会 児童虐待問題研修会（事例検討会）
１１月１５日 ～１６日	全国自立援助ホーム協議会第２７回鳥取大会
１１月２８日	神奈川県つながりサポート事業　第１回支援者研修 「女性支援の現場で、こんな支援が欲しい、こんな支援があったらいいのに」（パネリスト参加）
１２月１２日	管内児童福祉施設職員と小田原児童相談所との合同研修会 ２～３年目以上職員研修（ファシリテーター参加）
１月１６日	全国自立援助ホーム協議会「第３回南関東ブロック研修会」 「生活困窮者自立支援制度について」
２月　６日	神奈川県中央児童相談所 児童福祉施設職員研修（人権研修・施設長研修） 「児童の権利について」
２月１７日	全国児童養護問題研究会　東日本（神奈川）研修会

（３）電話相談員研修

日付	講座名
９月１７日	子どもシェルター全国ネットワーク会議２０２２ｉｎオンライン 「自立援助ホーム分科会」　※注１
１０月２４日	特定非営利活動法人よこはまチャイルドライン 「SNS 相談学習会」
１１月２１日	特定非営利活動法人 BOND プロジェクト 「SNS 相談学習会」

（４）子ども担当弁護士研修

９月１７日　子どもシェルター全国ネットワーク会議２０２２ｉｎオンライン
「子ども担当弁護士分科会」　※注１

（５）シェルターボランティア講座

毎年秋と春に、ボランティアに興味のある方や、シェルターや自立援助ホームでの支援に関心のある方を対象にボランティア講座を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の動向を鑑みて 2022 年度も、冬に１回のみ実施した。受講者は３０名、そのうち１０名がボランティア登録に至った。10 名の内、５名が宿直ボランティア、５名は日勤ボランティアとして活躍していただいている。

ボランティア講座（かながわコミュニティカレッジとの連携講座）
日程：第１～４回講座（２月４日、２月 11 日、2月 25 日、３月４日）
面接・説明会（３月 18 日）
場所：かながわ県民センター（第１～４回講座・面接・説明会）
講師：第１回（影山秀人・松橋秀之）、第２回（髙橋　温・磯ヶ谷尊）、
第３回（野口由起子）、第４回（シェルター関係者・現ボランティア）
内容：第１回（子どもの権利・児童虐待）
第２回（シェルターの必要性及び対象者・社会的擁護利用者の心理的特徴）
第３回（子どものSOS を受けとめる）
第４回（ボランティアと子どもの関わり）

（6）シェルターボランティア研修

毎年夏と冬の年２回、現役ボランティア、子ども担当弁護士、スタッフ、理事の方々を対象にボランティア研修を実施している。

① 夏のボランティア研修
日程：６月２５日（土）
場所：山村ホーム
講師：なし
内容：法人の体制交代の挨拶、理事よりてんぽ立ち上げ時の話、ボランティア誓約書の内容変更の説明、交流会
研修後、午後に退所者の集い「Café てんぽ」への参加者は残る

② 冬のボランティア研修
日程：11 月５日（土）
場所：南区社会福祉協議会　会議室
講師：富本　潤子（公益財団法人　かながわ国際交流財団）
内容：外国にルーツを持つ方への理解を深め、てんぽでの支援に生かす

【研修注釈】
注１）　９月１７日（土）
子どもシェルター全国ネットワーク会議２０２２ｉｎオンライン（神奈川）
場所：神奈川県弁護士会館
参加者：会場１３名、オンライン１２名の合計２５名
内訳（シェルタースタッフ５名、みずきの家スタッフ２名、電話相談員２名、事務局スタッフ２名、弁護士５名、理事７名（スタッフ兼務理事３名含まず）、講師２名）

６　啓発活動

（１）公開シンポジウム　飛び立つために羽を休めてVol.１５
　　１８歳で自立!? ～里親家庭における養育と自立～

・内　　容
　１　てんぽ及びみずきの家の活動報告
　２　講演「里親家庭における養育と自立」
　　講演者　里親相談員　阿部 峰子さん
　３　パネルディスカッション
　　コーディネーター　髙橋　温（弁護士，てんぽ理事長）
　　パネリスト　　阿部 峰子さん（里親相談員）
　　新井 淳子さん（一般社団法人こどもみらい横浜 会長）
　　横浜市中央児童相談所　職員
　　元里子
・日　　時　２０２２年5月２８日（土）　１３：３０～１６：３０
・場　　所　横浜市栄区民文化センター　リリスホール
・従事者人数　約３０名
・受益対象者　一般市民約１３０名

（２）ニューズレター「てんとうむし」
・内　　容　法人の活動内容等を広報するためのニューズレター「てんとうむし」を発行
・日　　時　２０２２年8月および２０２３年2月
・場　　所　この法人の事務所等
・従業者人員　２名
・対　象　者　一般市民
　　（発行部数　３０号，３１号　各2，０００部）

（３）ホームページおよびブログ
・内　　容　法人の活動内容を広報するためのインターネット・ホームページおよびブログを常設
・日　　時　通年
・場　　所　この法人の事務所等
・従業者人員　３名
・対　象　者　一般市民

（４）オレンジリボンたすきリレーへの参加
・内　　容　オレンジリボンたすきリレーのゴールにブースを出展し法人の活動紹介等を行った
・日　　時　２０２２年１０月２３日（日）
・場　　所　象の鼻パーク
・従業者人員　６名
・対　象　者　一般市民

（５） 講演・勉強会の講師など

７／　９　よこはまチャイルドライン「子ども支援養成講座２０２２」講師

７／１３　藤沢市「青少年にとってのよい環境を考えるつどい」講師

１０／　５　神奈川県立追浜高等学校「定時制教員研修」講師

１１／２８　一般社団法人インクルージョンネットかながわ主催　神奈川県つながりサポート事業　第１回支援者研修「女性支援の現場で、こんな支援が欲しい、こんな支援があったらいいのに」講師

１２／　３　一般財団法人神奈川ゆめ社会福祉財団「すべての子どもや若者の「生きる」を応援できる社会へ」講師

１２／１７　特定非営利活動法人子どもセンターつなっぐ研修「見立てと共有」講師

２／　９　江東区男女共同参画センター「若年女性の支援について」講師

２／２２　南足柄市保護司連絡会・更生保護女性会合同研修会２０名（南足柄市りんどう会館）講師

２／２８　川崎市教育委員会「思春期・青春期の子どもが抱える悩みを知る 」講師

３／１０　令和４年度第 212 回神奈川県都市婦人相談員業務研究会（おだわら市民交流センターUMECO）講師

その他

４／４－５　子どもシェルター新設事業者向けオリエンテーション
公益財団法人パブリックリソース財団　休眠預金活用事業「子どもシェルター新設事業」による依頼

８／　２　自立援助ホーム相互の実地研修　みずきの家受入れ（「ALP 港南台」スタッフ２名）横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課・横浜市中央児童相談所による依頼

１０／２５　学校法人和光学園 和光中学校２年生「オーバードーズと若者」取材

（６）みずきの家見学受入れ（団体）

２／２１　横浜市青葉区上谷本地区民生委員・児童委員協議会１３名

７　組織運営

（１）２０２２年度通常総会

日時：２０２２年5月２８日（土）１２：１５～１２：４５

場所：横浜市民文化センター　リリス　会議室

議題：第１号議案　２０２１年度事業報告の件

第２号議案　２０２１年度収支決算（貸借対照表，収支計算書）の件

第３号議案　２０２２年３月３１日現在の財産目録の件

第４号議案　役員選任の件

第５号議案　２０２２年度事業計画の件

第６号議案　２０２２年度収支予算の件

※議案はいずれも承認された。

（２）理事会

①　第１回

日時：２０２２年4月１４日（木）１８：３０～

場所：かながわ県民センター７０９ミーティングルーム

議題：

（決議事項）

１　２０２１年度決算

２　２０２２年度通常総会議案

３　新型コロナウイルスによる公開シンポジウム実施可否の判断の時期と基準

（協議・報告事項）

１　通常総会の準備

２　その他

②　第２回

日時：２０２２年7月２６日（火）１８：３０～

場所：かながわ県民センター７１０ミーティングルーム

議題：

（決議事項）

１　２０２２年度予算書

２　高等教育機関進学者への学費貸与規程

３　チャリティーコンサート後援承認

（協議・報告事項）

１　業務執行状況

２　その他

③　第３回

日時：２０２２年１０月２５日（火）１８：３０～

場所：かながわ県民センター７１０ミーティングルーム

議題：

（決議事項）

１　ホーム長が、退所者の障がい者グループホーム入居時の保証人になる件

２　運営規程と現実の乖離について

３　その他

（協議・報告事項）

１　２０２２年度上半期の業務執行状況

２　２０２３年度の理事会日程
３　新設シェルター支援事業に横浜市内のＮＰＯから立候補があった件

④　第４回
日時：２０２３年3月１０日（金）１８：３０～
場所：かながわ県民センター７０８ミーティングルーム
議題：
（決議事項）
１　２０２３年度事業計画および収支予算書
（協議・報告事項）
１　２０２２年度の業務執行状況
２　２０２１年度第３四半期の決算状況
３　その他

（３）運営委員会
（４／１４，５／１２，６／７，７／５，８／９，９／８，１０／１１，
１１／１０，１２／６，１／１２，２／７，３／２３）
下線の日は１７：００～@みずきの家、それ以外は１８：３０～@かながわ県民センター（一部オンライン併用）で開催した。

８　助成・ご寄付いただいた団体等

（１）助成金・寄付金

- コストコホールセールジャパン株式会社
- 特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパンこうほく
- 株式会社Ｋａｎｏｙａ
- 株式会社　日能研関東
- 国際ソロプチミスト川崎
- 株式会社大林組
- 一般財団法人　全国学生保障援助会
- 株式会社バリューハウス
- いちょう団地連合自治会
- サンタマリアの会パン種
- ノエルの会
- アンサンブル咲
- カトリック藤沢教会
- 株式会社 LIFULL
- かながわ元気フォーラム

（２）物品寄贈・寄付品

- 株式会社ファーストリテイリング／若草プロジェクト経由：TsunA が～る
- コンバースジャパン株式会社／若草プロジェクト経由：TsunA が～る
- 一般社団法人バンクフォースマイル／若草プロジェクト経由：TsunA が～る
- 株式会社ファイントゥデイ／若草プロジェクト経由：TsunA が～る
- eBay Japan 合同会社／若草プロジェクト経由：TsunA が～る
- コストコホールセールジャパン株式会社
- パナソニックホールディングス株式会社
- 株式会社ＡＯＫＩ
- 株式会社　川口
- 株式会社カーブスジャパン
- 久里浜少年院／日本フィランソロピー協会経由
- 特定非営利活動法人子ども支援センターつなっぐ
- 特定非営利活動法人びな・パートナーシップ・ひろば
- 株式会社Ｄａｓｋａ＆Ｄｅｓｉｒｅｅ

★ご協力に改めて
感謝申し上げます★

（敬称略　順不同）

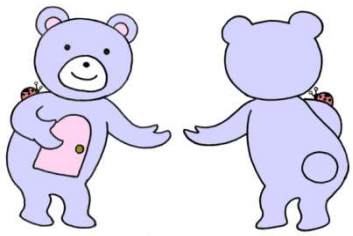

あとがき

「福祉」の分野では、偶然と必然ではなく「蓋然性」に着目する必要がある。蓋然は英語では probability となる。蓋然性には関連する用語で可能性や確率といった概念もあり、厳密に使い分ける必要がある分野もあるが、福祉分野ではさほど厳密に定義・使用する必要も無いかもしれない。「ある事象が明らかになった場合、大方は同一の結果をもたらすが、必ずしも常に同じ結果をもたらすわけではない」。このような理解で良いだろう。

日々の実践のなかでは、この「蓋然性」に「振り回される」ことが少なくない。利用者の最善の利益をカンファレンスで、ときには当事者の参加を得て検討し、決定実行した支援であっても、想定した成果を得られない場合がある。このようなとき、ともすると支援者側は支援に「乗らない」利用者であるというような評価や、「本人も納得していたのになぜそうしないのか」という否定的な感情が芽生えることもある。前者の評価はマイナスのレッテル付与につながり、後者の感情は支援への無力感につながりかねない。いずれも継続的な支援を困難にすることになる。

「当然、このような結果になる」が実現しなかったときに、「人」の生活は蓋然性によることが多いと、認識することから再検討をスタートする必要がある。むしろ、「人」の行動には偶然はあっても、必然の結果は存在しないと考えてよいのかもしれない。だとすれば、想定した結果が得られたとしても、何故そのような結果を得ることができたのかを振り返ることで、支援プロセスでは気がついていなかった状況がみえてくることがある。「振り返りカンファレンス」の意義はここにある。また、想定した結果が得られなかった場合にはなおさら、その原因を明らかにする必要性がある。この検討の際、人間の言動、行動が蓋然によってもたらされることを意識すれば、支援者側が見落としていた制度・実践上の課題や顕在化しなかった利用者の特性がみえてくることもある。一般的に想定される結果が得られなかったことで、利用者を否定的に評価することは論外だとしても、支援を有効たらしめるよう次の手段を粘り強く検討していく必要がある。このプロセスでは、子どもの声を聴く姿勢とより訓練された技術も求められる。子どもの声こそ、支援目標の蓋然性に厚みをつけていくことになる。

支援者の見込みが現実化しないことが日常的に起こりうる「シェルターてんぽ」と「みずきの家」だからこそ蓋然という枠組みに入らない結果と真摯に向き合うことを意識していると考える。

２０２３年８月

認定ＮＰＯ法人子どもセンターてんぽ
副理事長　松　原　康　雄

巻末資料

２０２２年度決算書（貸借対照表／損益計算書）
２０２２年度シンポジウム　チラシ

２０２２年度貸借対照表

貸借対照表

NPO法人子どもセンターてんぽ

2023年 3月31日現在

（単位:円）

資産の部		負債の部	
【流動資産】	33,190,183	【流動負債】	718,548
事務局小口金	46,209	預り金シェルター	179,698
シェルター小口金	88,307	預り金みずき	167,938
みずき小口金	145,590	預り金事務局	25,902
ゆうちょ	11,653,866	仮受金シェルター	275,010
三菱新横浜	14,373,461	仮受金みずき	70,000
シェルター三菱	488,913	負債の部合計	718,548
シェルター浜銀	129,010	**資本の部**	
みずき浜銀	1,422,207	【剰余金(欠損金)】	91,019,106
仮払シェルター措置	515,267	当期未処分利益（損失）	91,019,106
仮払シェルター医療	20,000	（うち当期利益（損失））	14,555,745
仮払みずき措置	697,034		
仮払みずき	96,000		
未収金	19,000		
コストコ商品券	175,317		
特定資産４（基金）	3,320,002		
【固定資産】	58,547,471		
【有形固定資産】	578,746		
車両運搬具	578,746		
【投資等】	57,968,725		
出資金（生協）	1,000		
敷金	1,766,500		
長期前払費用(車ﾘｻｲｸﾙ)	5,990		
特定資産１	6,177,058		
特定資産２	25,008,851		
特定資産３	25,009,326	資本の部合計	91,019,106
資産の部合計	91,737,654	負債･資本合計	91,737,654

２０２２年度損益計算書

損 益 計 算 書

NPO法人子どもセンターてんぽ

自 2022年 4月 1日　　至 2023年 3月31日　　（単位:円）

経常損益の部		
【営業損益の部】		
【営業収益】		
【売上高】		
正会員収入	915,000	
賛助会員収入	663,000	
法人会員収入	80,000	
寄付金収入	8,027,126	
シェルター収入	43,017,417	
みずき収入	41,888,618	
売上高合計		94,591,161
【営業費用】		
売上総利益（損失）		94,591,161
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		80,334,665
営業利益（損失）		14,256,496
【営業外損益の部】		
【営業外収益】		
雑収入	298,500	
受取利息	749	
営業外収益合計		299,249
経常利益（損失）		14,555,745
税引前当期利益（損失）		14,555,745
当期利益（損失）		14,555,745
前期繰越損益		76,463,361
当期未処分利益（損失）		91,019,106

販売費及び一般管理費内訳書

NPO法人子どもセンターてんぽ

自 2022年 4月 1日　　至 2023年 3月31日　　（単位:円）

シェルター事業	37,446,630
みずき	31,895,931
電話相談事業	2,127,165
公開シンポジウ	370,611
ニューズレター	282,662
管理費	7,401,845
管理費（山村H）	149,714
予備費	124,530
山村H活用事業	526,824
ｵﾚﾝｼﾞRたすきﾘﾚ	8,753
販売費及び一般管理費合計	80,334,665

２０２２年度シンポジウム　チラシ

子どもセンターてんぽシンポジウム飛び立つために羽を休めてVol.15

18歳で自立!?

～里親家庭における養育と自立～

1．てんぽ及びみずきの家の活動報告

2．基調講演「里親家庭における養育と自立」

講師：阿部 峰子氏

【略歴】
実子3人を育てた後2007年10月に神奈川県の里親として認定され、
これまで短期・長期を合わせ18名の子どもと関わってきた。
現在3人の子どもと生活しながら、里親相談員をしている。

3．パネルディスカッション

〈コーディネーター〉高橋 温（弁護士、てんぽ副理事長）

〈パネリスト〉阿部 峰子氏（里親相談員）
新井 淳子氏（一般社団法人こどもみらい横浜 会長）
横浜市中央児童相談所 職員
元里子

2022年5月28日(土)

午後1:30～4:30【開場　午後1:00】

会 場：横浜市栄区民文化センター リリスホール
〒247-0007　横浜市栄区小菅ヶ谷1－2－1

定 員：300人（予約不要）　　参加費：無料

主　催：認定特定非営利活動法人子どもセンターてんぽ

後　援：神奈川県　神奈川県教育委員会　神奈川県社会福祉協議会　横浜市　横浜市教育委員会
横浜市社会福祉協議会　川崎市　相模原市　ｔｖｋ　神奈川新聞社　神奈川県弁護士会
子どもシェルター全国ネットワーク会議（申請中を含みます）

【お問合せ】子どもセンターてんぽ事務局　横浜市港北区新横浜3－18－3　新横浜法律事務所内
ＴＥＬ：045－473-1959（月～金　9：30～17：30）http://www.tempo-kanagawa.org/

【パネルディスカッション】

2022年4月1日に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

18歳19歳の若者は、親の同意なく各種の契約が単独でできるようになり、チャレンジできる免許や資格は増えます。他方で、社会的養護の下にいる子どもだけでなく、家庭で育つ子どもも含めて、多くの子どもたちは、18歳で「大人としての責任と自覚」を求められても戸惑うことでしょう。

そこで、今回は「家庭における養育環境と同様の養育環境」（児童福祉法第3条の2）である里親家庭における養育と自立について、里親の実践をされている方から体験談をうかがい、里親支援機関や児童相談所、元里子等の関係者にも加わっていただいたパネルディスカッションで、18歳19歳の若者がかかえる困難や自立支援に必要なことを、会場のみなさんと一緒に考えてみることにしました。

里親家庭での取り組みを通して、てんぽが子どもシェルターと自立援助ホームで実践している、一人ひとりの子どもに合わせたペース・内容での自立を支援する意義についても、みなさんと共有できたらと思います。

「子どもセンターてんぽ」とは？

１０代後半の子ども・若者たち（以下「子どもたち」という。）の自立を支援することを目的に設立された認定ＮＰＯ法人です。安心して生活できる場所がない子どもたちのための緊急避難施設である「子どもシェルターてんぽ（定員男女６名）」と、進学や就職を目指す子どもたちが共同生活を通して自立のための準備をする「自立援助ホームみずきの家（定員女子６名）」を運営しています。

私たちは、子どもたちに安全・安心・清潔な住まいとおいしい食事を提供し、利用する子どもたちの人権を守ります。一人ひとりの自立に向けたペースを尊重し、いつも真剣に、ねばり強く、寄り添います。利用する子どもたちが望むとき（退所後も）、けっしてその子どもたちをひとりにはしません。

http://www.tempo-kanagawa.org/

※フジテレビ系列のドラマ「さくらの親子丼２（2018年12月～2019年1月放送）」、「さくらの親子丼３（2020年10月～12月放送）」で子どもシェルターが取り上げられました。

◆会場案内◆

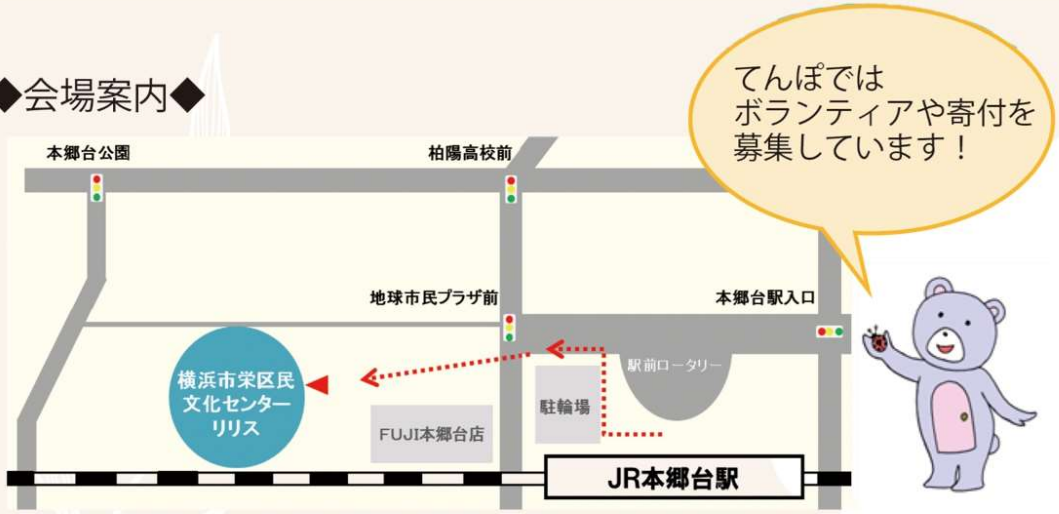

〒247-0007　横浜市栄区小菅ケ谷 1-2-1

※JR 京浜東北線 (根岸線) 本郷台駅より徒歩 3 分
※お車でのご来場はご遠慮ください

ご参加の皆様へ

※新型コロナウイルスの感染状況により開催中止や入場人数制限の可能性があります。
　お知らせは当法人のホームページで行います。
※発熱(37.5℃以上)、咳などの体調不良や陽性者との濃厚接触者はご来場をお控えください。
　検査その他の条件で入場をお断りさせていただく場合もございます。
※会場ではマスクの着用等の感染予防対策にご協力ください。

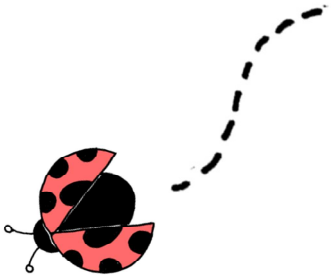

認定特定非営利活動法人子どもセンターてんぽ　２０２２年度活動報告書

発　行　２０２３年８月
発行者　特定非営利活動法人子どもセンターてんぽ
〒２２２－００３３　横浜市港北区新横浜３－１８－３　新横浜法律事務所内
ＴＥＬ：０４５－４７３－１９５９
ＦＡＸ：０４５－４７７－５８２２
Ｅｍａｉｌ：　ｉｎｆｏ@ｔｅｍｐｏ－ｋａｎａｇａｗａ．ｏｒｇ
ＵＲＬ：　ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｔｅｍｐｏ－ｋａｎａｇａｗａ．ｏｒｇ／

無断転載を禁じます